

Ⅳ. 修士課程・博士課程の教育内容・方法等

文学研究科

1. 教育課程等

(1) 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

英語英文学専攻

本専攻は、昭和 44 (1969) 年度に修士課程・博士課程が完成し、その後の改正により現行の博士課程前期課程・同後期課程を持つこととなった。前・後期課程は、学校教育法第 65 条並びに大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条 1 項の趣旨に沿い、また、時代の要請に応えて、点検・改善がなされてきた。直近の点検・改善は平成 14 (2002) 年度である（詳細は平成 15 [2003] 年 3 月 31 日発行の『東北学院大学点検・評価報告書（平成 14 [2002] 年度大学基準協会相互評価報告書）』[p. 202] を参照）。この改善の主要点は、科目改編・科目名変更であるが、これは、人事計画の実現とあいまって、着実に実行され、充実した教育課程を提供していると言えよう。

ヨーロッパ文化史専攻

本専攻は、キリスト教を基礎に持つヨーロッパ文化を歴史的に考究することを基本とし、グローバル化した現代世界について高度の専門的な知識と能力を持った人材を養成することを目的としている。博士課程前期課程は平成 9 (1997) 年に設置され、さらに平成 11 (1999) 年には博士課程後期課程が開設された。平成 14 (2002) 年度に、博士課程の完成年度を迎えた後、平成 16 (2004) 年度に初めて博士の学位を出した。

本専攻の教育課程は、古代地中海世界から近代・現代に至る欧米の文化史をキリスト教思想の歴史的・展開の過程との相関関係において解明することを特色としている。具体的には西洋史に属する古代・中世・近世・近代・現代の国家・政治に関する研究と、欧米の文化・国家形成の歴史に決定的に影響を与え、かつ基礎をなしているキリスト教思想の生成・発展の歴史に関する研究とを総合的に行うことによって、その源泉が形成された時代から現代に至るまでの、キリスト教と国家、キリスト教と政治・経済等の相関関係の究明を可能とするものである。以上の教育課程設置目標の下に、前期課程修了生は当該専攻の学識を身につけた高度専門職業人（修士）として、また後期課程修了生には独立して研究教授し得る研究者（博士）として、社会的に貢献し得る人物を養成すべく努力している。その教育課程は理念・目的から見て妥当であり、また学校教育法第 65 条（大学院の目的）、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項に照らして適切であると評価されよう。

アジア文化史専攻

博士課程前期課程の教育課程は、世界史の流れの中にアジア史を位置づけるという巨視的視野のもとに、歴史学・考古学・民俗学・地理学・環境学などを総合した学際的な研究と、各専攻の専門分野教育を実施すべく設定されている。また後期課程の教育課程は、前期の教育課程を受けて、複数の研究分野にまたがる研究能力と複数の地域資料にわたる資料処理能力、及び個別専攻分野において学術誌掲載の論文を作成し得る能力、この三者を備えた研究者を養成すべく設定されている。いずれの課程も学校教育法第65条及び大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項に十分対応していると考えられる。ただ、高度の専門性を要する職業に就くためには、そういった研究能力はもちろんのこと、あわせて地域調査・資料調査などに関する専門技能の養成も不可欠であり、そのような技能の養成にかかわる教育システムを現行の教育課程に組み込むために平成18(2006)年度から中国・韓国や国内各地での学外実習を実施している。

イ 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

英語英文学専攻

本課程は、英米文学・英語学を中心にしているが、英米文学においては、時代的に偏らない教員と科目を配置し、英語学においては、理論及びデータの上で密接なかかわりを持つ言語学関連科目をも導入、また修了者のほとんどが、教職に就くことを考慮して、英語教育学関係の科目を3科目導入して、研究と職業に必要な高度な能力を養っている。

ヨーロッパ文化史専攻

本課程は、文学部歴史学科の西洋史分野と文学部キリスト教学科のキリスト教史及びキリスト教思想分野の上に設置したものであり、専門領域にとらわれることなく広い視野に立ちながら、一方では深い学識と研究能力を培い、専門性を要する職業に必要な高度な能力を養うことを目的としている。キリスト教領域と西洋史領域の連携によって成り立っているヨーロッパ文化史専攻は、全国の大学院に例のない特色を出している。

前期課程修了生は中学校教諭では「宗教」と「社会」、高等学校教諭では「宗教」と「地理歴史」の専修免許状を取得することができる。前期課程を設置した目的は、中学校・高等学校の教諭養成にあるのではないが、専修免許状を取得のカリキュラムと教員の配置がなされている。

学生の興味（研究テーマ）の多様化が進み、本学のスタッフのみで対応しきれない場合もあるので、大学院レベルでの単位互換制度の確立や非常勤枠の拡大が必要である。

アジア文化史専攻

本専攻の博士課程前期課程は、専門分野を異にする教員3名が担当する演習と、専攻分野ごとの基礎論・各論を講じる講義から編成されており、前者の内容が広い視野に立つ清深な学識の習得に対応し、後者のそれが専攻分野における研究能力と高度の専門性の習得に対応している。

設置以来、この課程編成の内容は所属学生の研究と教育に大きな効果を発揮し、歴史学・民俗学・環境学にまたがる学際的研究分野や、歴史考古学・異文化交渉史などの個別研究分野において、多数の有為な人材を養成してきた。課題としては、就職後に必要となる古文書処理法・特殊言語理解といった特殊技能・特殊能力を、2年間という短い在学期間中にいかにして習得させるかという点があげられるが、これについては、新たなオムニバス方式関連演習の設置や、学外実習の積極的導入によって対応に努めている。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

英語英文学専攻

本課程は、英米文学・英語学について、科目として、論文指導、演習を置き、豊かな学識を養うとともに、日本英文学会、東北英文学会、各専門分野の学会、大学院英語英文学専攻課程協議会（通称「英専協」）などにおける研究発表、また、専門誌、本専攻の雑誌『東北』への投稿を促し、自立した研究活動ができるようにし、高度な研究・業務能力の養成に適切に対処している。

ヨーロッパ文化史専攻

本専攻は、ヨーロッパ文化史を時代ごとに対象化＝相対化して考究し得る高度の専門性と広い視野を備えた人材の養成を目的とすると同時に、共同研究を通じて新しい学際的な研究領域を切り開くことも一つの大きな目標としている。この課題は現状では順調に機能していると判断できる。

最大の問題は就職の困難さであり、この点は社会的にも改善の方策が必要である。研究者の養成だけでなく、高度専門職への対応をも検討していく必要がある。

アジア文化史専攻

本専攻の博士課程後期課程では、学生に学術研究論文の作成・学会活動への参加を義務づけるよう、指導体制を設定しており、事実として、すべての所属学生が3年間に最低2編の学術論文を公表し、最低1回の学会発表を行うという指導を徹底してきている点からも、所定の目的に十分適合していると考えられる。課題は、個別研究を深化させる一方で、後期課程修了者にふさわしい豊かな学識をいかにして身につけさせるかという点に尽きるが、これについては、指導教員が演習における指導や資料調査・フィールドワーク・発掘調査などの実習経験をそれぞれの専門分野に即して積ませることによって達成しようとしている。

エ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

英語英文学専攻

文学部英文学科は、昼間主・夜間主コースに4つの専攻系（英語コミュニケーション系・英米文学系・英語学系・英語文化論系）を置いている。学生はこの専攻系の一つを中心に専門教育を受けるが、緩やかな専攻系となっているので、英語英文学専攻と直結する英米文学系・英語学系のみならず、他の系からも継続して大学院で学習できる教育課程となっている。また、卒業論文（選択科目）があり、大学院進学者にはこれを奨励している。

ヨーロッパ文化史専攻

本学の文学部歴史学科所属の西洋史専攻の学生は、講読と演習、卒業論文を通じて基礎的知識と素養を身につけていること、西洋史専攻とキリスト教学科専攻のそれぞれの領域を統合的に理解できるように関連づけられていることから、学生はヨーロッパ文化史専攻の教育課程に円滑に適応し勉学を継続することができる。また学部の専門的科目である特殊講義と大学院の特論を、学部と大学院相互で聴講と単位取得を可能にすることを検討中であるが、このことを通じて学部の早い時期から研究を深めようとする動機づけができるものと思われる。

アジア文化史専攻

本専攻の教育課程に設置されている演習・特論・各論などの科目は、それぞれ本学文学部歴史学科の学士教育課程に設置されている演習・特殊講義・概説などの科目を内容的に深化させたものであり、両者の教育内容は極めて適切に対応している。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

英語英文学専攻

（下記力、博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性を含む。また上記イを参照。）

博士課程前期と後期の教育課程は、英米文学、英語学で、密接、かつ適切に関連している。前期の学習を踏まえ、後期においては、前述した平成11(1999)年の改善を実施し、自立した研究活動を育むような指導ができるような課程となっている。さらに前期課程には、本専攻の修了者のほとんどが教職に就くことを考慮し、英語教育関係科目を3科目設けている。

ヨーロッパ文化史専攻

博士課程前期課程で、学部の教育を前提にして、各専門領域の研究動向を踏まえながら、一次史料の収集・利用を促すことによって、より専門的知識を深められるようになり、修士論文として総括される。後期課程においては、修士論文で取り上げたテーマをさらに深く研究できるように、年次後に研究計画書と報告を提出させ、博士論文の作成に向けて準備できるような指導体制をとっている。

後期課程も、主・副指導教員による複数指導体制であり、学生に対するきめ細かい教育と学生を客観的・多角的に評価することを可能にしている。なお、今後は後期課程の学生

に対しても、高度専門職業人としての自覚を促すようなカリキュラムも必要であろう。

アジア文化史専攻

本専攻の前期課程は、既述のように3名の教員が共同で指導する演習と、専攻分野ごとの特論・各論の講義から構成されていて、前者が広い視野に立つ精深な学識の習得、後者が専攻分野における研究能力と高度の専門性の習得に対応しており、きわめて適切な教育内容になっている。一方、博士後期課程は、1・2年次がオムニバス式指導体制による演習、3年次が学位論文作成に向けての論文指導から構成されており、研究計画の妥当性に十分に留意しながら主旨指導教員が中心となってさらに高次で視野の広い学識と専門能力を養わせる教育内容になっており、適切に対応している。

カ 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

英語英文学専攻

上記オを参照。

ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻

前期課程の演習・特論・各論と後期課程の演習・論文指導は、教育内容において一貫性をもって関連しており、5年間の課程の教育内容は極めて整合的に設定されている。したがって、後期課程進学者は進学後ほどなく前期課程における研究成果を学術論文として公表するとともに、その内容をさらに発展させて博士論文を作成することが、ごく当然かつ自然な研究プロセスとなっている。事実、本学前期課程からの後期課程進学者のほとんどは、進学後2年以内に博士論文のベースとなり得る学術論文を公表しており、その内容は学界で十分な評価を受け得るものとなっている。他大学前期課程及び前期課程修了者で本学後期課程に進学した者についても、オムニバス式演習において、本学前期課程との一貫性を補うべく、複数の教員が研究方法・資料読解などを指導しており、現在のところ問題はない。

キ 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

英語英文学専攻

入学から学位授与までの教育システム・プロセスの中で、特に重要なものは入学時の履修指導と論文作成である。入学時の履修指導は、入学時オリエンテーション行事によって、全体が提示されるとともに、さらに分野別に指導・相談がなされる。修士論文作成については、複数指導教員制度をも敷き、適宜コロキウムを開き、議論の設定、組み立て、ひいては作成法まで、論文作成に必要な事柄を懇切丁寧に指導できるようになっている。後期では、修士論文を作成した経験を踏まえ、さらに高度に洗練された、客観的評価を受け得る論文に仕上げるため、修士論文と同じくコロキウムなどによる指導体制をも敷いている。このような指導は、個々の学生のみならず、学生相互、あるいは、教員にも学問的刺激を誘発させている。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程は、12 授業科目（各 4 単位、うち 2 科目については各 2 単位）とそれぞれに関連する分野ごとの演習Ⅰ・Ⅱ（各 4 単位）を開設してきたが、学生のニーズに応えるために、6 授業科目（4 単位 5 科目、2 単位 1 科目）の充実を図った。学生は 2 年以上在学し、これらのうち 30 単位以上（演習 8 単位は必修）を修得し、さらに特定の指導教員の指導を受けて修士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。

後期課程を修了する標準的条件は、3 年以上在学して、12 単位（演習 8 単位、論文指導 4 単位）以上を習得し、研究指導を受けて博士論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格しなければならない。後期課程において特に優れた研究業績をあげた者については、在学期間を短縮して 2 年の在学期間をもって修了できるようにする場合がある。

実際のカリキュラムも、以上のようなプロセスに適切に対応している。

前期課程では、科目増設と昼夜開講制によって、学生は無理なく単位を修得できるシステムが組まれている。ただし同じ講義を 2 度開講する必要から、教員の負担は増加するという問題がある。

後期課程では、主・副指導員体制によって偏った指導に陥ることなく客観的多面的にサポートできるようになっている。

アジア文化史専攻

前期課程で、1 年次に設定されている特論・各論の履修と、演習Ⅰにおけるオムニバス式指導と研究テーマの決定、研究テーマによる学内研究会での発表、2 年次に設定されている演習Ⅱにおけるオムニバス式指導と、研究テーマによる学外学会での発表、修士論文の指導と作成、後期課程においては、1 年次に設定されている研究計画書と研究成果報告書の提出、演習Ⅰにおけるオムニバス式指導と学外学会での発表、2 年次に設定されている研究計画書と博士論文中間報告書の提出、演習Ⅱにおけるオムニバス式指導と学術論文の公表、3 年次に設定されている主指導教員 1 名と副指導教員 2 名による論文指導と学術論文の公表、博士論文の作成・提出。以上が現行のシステム・プロセスであり、5 年間の課程で博士の学位を取得するために、十分に適切なものとする。

ク 創造的な教育プロジェクトの推進状況

英語英文学専攻

「英専協」では、毎年 1 回学生の研究発表会が開催されている。各大学からアドバイザーとして数名ずつ教員スタッフが派遣され、活発な研究発表会が催されている。12 年に一度当番校の責任を担うが、平成 15 (2003) 年度は本専攻が当番となった。本学教授の講演、12 大学から 34 の研究発表、そして、30 名のアドバイザーの参加があり、教員そして大学院生間の学問上の交流が活発に行われた。本制度は、長い歴史を経て、安定的に発展し、大きな成果を上げている創造的な教育プロジェクトである。

ヨーロッパ文化史専攻

高等教育等改善経費によって、高度情報システムの導入によるインターネット、パソコンを利用した情報収集及び一次史料の解読を行えるような対策をとってきた。この結果、経済的制約などから収集することができなかった研究資料の情報収集が可能となった。目まぐるしい技術革新に対応した機材の維持管理費を確保することが困難であることが今後の問題である。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻では、平成 18 (2006) 年度より大学院生の学外実習のプロジェクトを実施している。これは演習・史料論等の授業の一環として、日本史・東洋史・考古学・民俗学の大学院生を、中国（中国人民大学清史研究所・中国社会科学院古脊椎動物与古人類研究所・湖北省社会科学院など）、韓国（国立済州大学校など）及び国内（東京大学史料編纂所・北海道立開拓記念館・静岡県立中央図書館・岐阜県立博物館・立正大学文学部・山口県文書館・湖西市教育委員会など）の研究機関・資料所蔵機関に一定期間（5 日～1 週間程度）受け入れてもらい、資料調査・発掘調査・現地調査などの指導を依頼するもので、国外に関しては指導教員が院生を引率して実施しており、すでに多くの貴重な成果を上げている。このプロジェクトでは、海外の場合も含めて、実習費用のほぼ 8 割を大学から支給しており、学生の負担を最小限に抑えるようにしている。歴史学・考古学・民俗学の研究においては、現地調査・資料調査が不可欠であるが、学内の通常の授業では大きな限界がある。本プロジェクトはそれを補うものとして、大学院教育上大きな意義を持つものである。なお、実習の成果の概要は、研究年報『アジア文化史研究』誌上で報告する予定になっている。

(2) 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

英語英文学専攻

本専攻は、「英専協」の一員として、協定する他大学院から 10 単位を限度に単位を認めるという単位互換制度を確立しており、その点では適切である。しかし、本学が他大学院と遠隔の地にあることから、他大学院の単位を修得する例は少ない。また、他大学院からの単位取得者は、平成 15 (2003) 年に明治学院大大学院から 1 名、平成 18 (2006) 年に、青山学院大学から 2 名ある。

(3) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

英語英文学専攻

社会人にも、便宜を図るため、平成 11 (1999) 年から、昼夜開講制度を導入している。外

国人学生については、英文学科には毎年数名の外国人が入学しているが、本専攻への入学はない。

ヨーロッパ文化史専攻・アジア文化史専攻

社会人・外国人留学生に対する特別の教育課程編成を実施していないが、社会人の生涯学習などに対応するため、社会人の受け入れを積極的に行い、社会人学生の円滑な教育を推進するために、勤務形態に柔軟に対応できる昼夜開講制を実施している。

ただ社会人の場合には勤務上などさまざまな制約があり、前期課程を2年で修了することが非常に困難である。

ヨーロッパ文化史専攻

インターネット等による通信システムを利用した自宅学習や講義のあり方を、月に1回から2回にまとめて行うなど、運営のあり方を臨機応変に取り組む必要がある。

アジア文化史専攻

現在のところ、社会人入学生は公的機関の在職者で相応の研究歴を有する者と、公的機関・民間企業等の退職者、主婦などの一般社会人に大別されるが、後者には、資料操作の能力・外国語能力などにおいて特別の教育を必要とする場合があり、これについては、オムニバス式演習内の担当教員が個別に教育・指導することで対応している。これまでの例に徴する限り、この個別の教育・指導で十分な効果を上げており、当該学生の修士論文の水準にも、その効果ははっきり反映されている。

(4) 生涯学習への対応

ア 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

生涯学習の推進について、大学院としての取り組みはまだ本格的には行っていないが、一般入試とは別個に社会人入試を実施して受け入れ態勢を整え、昼夜開講制を行って対応している。

英語英文学専攻

本専攻への社会人入学者の中には、純粋に高度な専門知識を学びたいもの、あるいは大学に職を持つものもあったが、英文学科の卒業者が、中・高等学校等に多数奉職している現状を見れば、教職者の再教育機関としての可能性も探る必要がある。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程のカリキュラムは、高度専門職養成を主としていることから、幅広い知識を学び直すという要望に応えにくくなっている。大学でもう一度学びたいという中高年が増えていることに対応したカリキュラムの編成と予算措置を検討する必要がある。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻が中心となって進めているオープン・リサーチ・センター整備事業の研究プロジェクトで、毎年、多くの講演会・シンポジウム・講座・フォーラムなどを公開で行っており、多数の一般市民の参加を得ている。

(9) 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

英語英文学専攻

上記(1)「キ」の項を参照されたい。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程の場合は、修士論文の手引書を作成し、本専攻の全教員が参加する修士論文の構想発表会を4月と9月の年2回開き、適切な助言ができるような体制をとっている。後期課程の学生は、修士論文作成の経験に基づいた研究テーマを、より確実な成果を上げるために、相互に密接な研究テーマを選考する指導教員が各分野に属して、それぞれの演習と特論を担当し、さらに論文指導は各研究分野における演習と関連を持たせつつ、直接指導にあたる教員が主指導教員となって行い、これに他の指導教員・副指導教員が協力するという方式をとっている。修士論文作成の手引書は学生に対して大いに参考となっている。また、研究成果については、修士課程の学生には外国語文献に関する紹介文の投稿や学会発表を、後期課程の学生には学術論文の投稿と学会発表を義務づけており、成果を上げている。

アジア文化史専攻

前期課程にあつては、1年次の特論・各論における個別教員による指導体制と1・2年次の演習における複数教員による指導体制を有機的に組み合わせ、教育指導を行っている。前者については、各地域・各時代の歴史的現象に関する基礎的知識の習得、後者については、歴史学と考古学、民俗学と歴史学、人文地理学と環境学といった隣接分野研究方法の相互参照、及び文献資料解読法・発掘調査法・地域調査法といった技能能力の習得に特に意を用いており、修士論文作成においても、基礎知識の習得と学際的方法論・技能能力の習得双方の、この有機的結び付きに留意しながら指導を行っている。後期課程にあつては、1年次の演習Ⅰにおいて、研究計画の妥当性・方法論上の問題点・資料収集上の問題点に留意しながら複数の教員による指導を行い、2年次の演習Ⅱにおいて、指導内容をさらに深化させつつ、一部研究成果を学術論文もしくは学会発表として公表することを義務づけ、3年次の論文指導において、主指導教員を中心に論文作成を具体的に指導し、博士論文を提出させている。今のところ、いずれの課程においても、課程の展開と論文指導の作成に十分に対応した研究指導が実施されていると考えられる。

イ 学生に対する履修指導の適切性

英語英文学専攻

上記（１）キを参照。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程では、規定の履修科目を履修させながら、１年次に提出された研究計画書をもとに、テーマに関する研究動向を整理させ、年度末か次年度初めに修士論文のための構想発表会を指導教員全員参加のもとで行っている。２年次には後期に更なる構想発表会を同じように開き、修士論文の内容をより深めさせている。

後期課程では、１年次に学生が提出した研究計画書をもとに、研究計画に対応する研究分野に所属させて、学生の博士論文作成の指導にあたる教員を主指導教員と定め、主指導教員が演習の運営と博士論文の課題の方向づけを指導する。先行研究の調査・整理とその正確な理解の修得に主眼を置き、学生は定められた時期に当該研究分野の全指導教員の前で研究経過を報告して指導と助言を受ける。さらに学年末に研究経過報告書を提出させ、演習の評価を行っている。２年次の指導体制は、論文の課題に関する史料の調査・整理とその正確な理解の方法に重点が置かれ、学生には学年末に博士論文中間報告書を提出させ、演習の評価を行っている。３年次は博士論文執筆の段階であり、創造的な構想の具体化に向けた論文作成法の指導を重点的に行っている。前期と後期にそれぞれ１回ずつ、本専攻の指導教員全員が出席する場で博士論文の構想発表を行い、多面的な指導・助言を行っている。

演習と特論で基礎的理解を深めさせつつ、全教員参加による発表会を開催することで、学生の研究意欲を高めることに成果を上げている。ただし、社会人学生の場合には十分な時間を確保できないなどの問題がある。すなわち、一般学生と社会人学生の統一的指導体制をとることが困難になりつつあり、将来的には社会人学生向けの特別な指導体制を行う必要が出てくるであろう。

アジア文化史専攻

毎年、新年度が始まる４月にオリエンテーションを実施しているほか、指導教員及び事務職員が、適宜、学生に対する履修指導を行っている。また博士課程後期の学生には、主指導教員が研究計画書や研究成果報告書の作成の指導を行いつつ、学位論文作成に向けての指導を随時行っており、履修指導は適切に行われている。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

英語英文学専攻

論文作成のためとともに、学生それぞれが履修する科目において、個別的な研究指導がなされている。専任教員だけでも英米文学分野に８名、英語学分野に５名、英語教育分野に１名おり、常に接触が可能であり、授業時間以外でも、適宜アドバイスを受けているので充実度はかなり高い。

ヨーロッパ文化史専攻

本専攻に所属する現教員は、西洋史領域5名、キリスト教領域3名からなり、さらにイスラム教領域1名の非常勤からなる。本専攻は、前期課程において西洋史領域では「地中海世界の形成と構造」「中世ヨーロッパ社会の構造」「近世ヨーロッパ社会の形成と構造」「ヨーロッパ近・現代史」「アメリカ社会思想史」、キリスト教領域では「初期キリスト教史」「ドイツ宗教改革史」「スイス宗教改革史」「近代神学思想史」「現代キリスト教思想」の10の研究分野を設定する。他方、後期課程では、「古代世界と初期キリスト教」「ヨーロッパ社会の成立と構造」「宗教改革とヨーロッパ社会」「近代ヨーロッパ社会と世界システムの展開」「アメリカ社会の構造と展開」の5つの研究分野を設定する。各研究分野において、1学生に対して主指導教員、副指導教員の2名の指導体制をとっている。さらに規定の授業時間以外にも個別的に修士論文の作成に向けて随時指導を行っている。

正規の授業以外においても学生に対して常に密度の濃い指導体制を行っているために、満足度はかなり高いと思われる。

アジア文化史専攻

本専攻における個別的な研究指導は極めて充実している。アジア各地域・各時代の、歴史学・考古学・民俗学・地理学・環境学の専門家15名を擁しており、資料読解の講読、研究論文の検索と収集、現地調査・発掘調査への帯同、学界活動への参加など、大学院の研究指導に不可欠な指導と援助が、ほとんどマンツーマンで行われている。また、学生の学会参加・資料調査に対する補助制度があることもあって、学生の大半が年に数回、学会や資料調査に行っている。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

英語英文学専攻

上記、(1)キにあるように、論文作成にあっては、複数指導を受ける場合もあるが、主たる責任は1名の教員が担うことになっているので、教育研究指導責任は明確である。もちろん、論文審査にあたっては、複数があたる。

ヨーロッパ文化史専攻

各院生一人につき、取り組むテーマに適切と思われる2人の教員が主・副指導教員として教育研究にあたっている。院生は、主として主指導教員の演習に参加するが、必要に応じて副指導教員の演習にも参加する。修士論文の作成にあたっては、主副の指導教員が協力体制を取りながら指導にあたる。

修士論の判定に関しては、主副両名が口頭試問を行い、専攻会議において検討する。

後期課程においても、同様のシステムをとっている。さらに学会報告や論文投稿の場合には、主副指導教員がともに報告内容や投稿論文を事前にチェックして客観性を高めている。

主指導教員が中心的役割を果たし、副指導教員がそれをサポートするという役割が明確になっており、その責任体制が明確になっている。現在の2人体制は、院生の研究テーマ

によっては3人体制あるいは専攻分野を超えた指導体制が考慮されるべきであろう。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻では、前期課程・後期課程ともに複数指導制をとっており、オムニバス式の演習を行って大きな効果を上げているが、日常的な専門分野の指導をはじめ論文題目の決定や論文審査においては主指導教官が責任を持って行うという方式をとっている。

オ 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

英語英文学専攻

上記、(1)キを参照。

ヨーロッパ文化史専攻

年2回の修士論文作成のための発表会、院生に対する学会への積極的参加の推奨などを通じて学問的刺激を誘発させている。また、ヨーロッパ文化研究所と連携して、教員の学内フォーラムやシンポジウムを開催しており、指導教員の研究状況などを公開している。

ヨーロッパ文化史専攻の教員と院生が一同に集まる修士論文作成のための発表会は非常に有効であり、学内外への情報発信となっているため、教員間の学問的刺激にもなっている。今後は博士課程の院生の発表会を展開していく必要がある。

アジア文化史専攻

教員間では、オープン・リサーチ・センター整備事業の研究プロジェクトをはじめ、科学研究費補助金を得ての共同研究など、さまざまな共同研究を行っているし、オープン・リサーチ・センター整備事業研究プロジェクトの一環として多くの学際的な公開講演会・シンポジウム等を開催している。さらに各教員は、随時、学生を地域調査・発掘調査・資料調査・学会などに帯同している。また学生は自主的に学内研究会を組織して定期的に開催しており、教員間・学生間及びその相互の学問的刺激を誘発させるための措置は極めて適切にとられていると判断される。

カ 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

英語英文学専攻

研究分野や指導教員にかかわる変更希望は、その時期、研究内容などを、複数の教員で吟味しながら、できるだけ学生の希望に沿って対応している。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程では、ヨーロッパ文化史専攻の領域内では複数指導教員体制をとっているため、学生の希望に沿えるようになっている。また変更後に学生の研究がスムーズにいくように、指導教員同士が連携を行っている。ただ、変更希望の分野によっては語学的制約があり、所定の年限で修了できない場合も生じる。

アジア文化史専攻

現在のところ、専攻の指導体制が有効に機能していることもあって、学生からの研究分野や指導教員の変更の希望はほとんどないが、そのような希望が出された場合は、複数指導体制の利点を生かして、関係の教員が相談して柔軟に対応する体制が整えられている。

2. 教育方法等

(1) 教育効果の測定

ア 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

英語英文学専攻

教育効果の測定に関しては、前期・後期を問わず、学会発表の内容、論文の質、あるいは、就職状況がその目安となる。修士論文については、論文として、研究と職業に必要とされる高度な能力の裏付けとなる質を厳しく要求している。

「英専協」では毎回4・5名の発表があり良好な評価を受けている。また、全国規模の各種学会、東北英文学会等にも積極的に応募し、発表の機会を得ている。ちなみに、日本英文学会では、平成15(2003)年度大会で1名、平成16(2004)年度大会で2名、日本アメリカ文学会では、平成18(2006)年度に2名発表している。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程では、提出された研究計画書をもとに1年次に1回、2年次に1回、修士論文の構想発表会を全教員の出席のもとで行っている。また、1年次に学生の研究分野に関する学会動向を踏まえて、欧文研究書の紹介を機関雑誌『ヨーロッパ文化史研究』に発表させている。

後期課程では、修士論文をもとに学会報告を促すとともに前述の機関雑誌に論文として投稿させて、客観的評価を受けるよう指導している。また、関連する学会や研究会への参加を積極的に促している。今後は学内誌だけではなく関連する学会などの発表、投稿をさらに積極的に行わせて客観的評価を得られるようにする必要がある。

アジア文化史専攻

前期課程にあつては、試験の成績・レポートの評価と修士論文の評価で教育・研究指導の効果を測定しており、おおむね適切な評価法であると考えている。前期課程修了者の3分の1程度は課程での研究・教育と何らかの形でかわる職に就いており、教育・指導の効果が一定程度あったとみられる。

後期課程にあつては、学術誌掲載論文や学会口頭発表の学界での評価、提出された学位論文の内容などによって効果を測定しているが、最も公平で最も適切な評価であると考えている。

イ 修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

英語英文学専攻

（下記ウ、大学教員、研究機関研究員などのへの就任状況と高度専門職への就職状況を含む）

博士課程前期の修了者は、平成 14 (2002) 年度 2 名、平成 15 (2003) 年度 2 名、平成 16 (2004) 年度 2 名、平成 17 (2005) 年度 3 名、平成 18 (2006) 年度 9 月期 1 名。後期課程の満期退学者は、平成 14 (2002) 年度 2 名、平成 15 (2003) 年度 2 名である。平成 17 (2005) 年までの修了者 9 名中、2 名が後期課程進学、6 名が高等学校の講師、1 名が一般の会社に勤務。後期課程満期退学者は 4 名、そのうち 1 名は大学に、1 名は高校に常勤の職を得、2 名は大学で講師を勤めている。

ヨーロッパ文化史専攻

前期課程は以下のとおりである。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度 (予定)
一般公務員	0	1	1	0	1
教員	0	0	1	0	0
民間	2	2	1	0	1
後期課程進学	2	0	0	0	1
その他	1	2	2	0	1
計	5	5	5	0	4

後期課程については、平成 16 (2004) 年度に博士号を取得したのち、リサーチ・アシスタントを 2 年間勤め、平成 18 (2006) 年度に国立大学講師として就職した。また、平成 17 (2005) 年度には満期退学 2 名を出したが、一人は家業を引き継ぎ、もう一人は就職活動を行っている。

前期課程修了者の進路は多様に分布している。本来の院生の希望は教員志望であるが、現実には採用されることが困難であり、就職浪人する者が多い。すなわち教員志望の学生に対する対策を講じる必要がある。後期課程については、一般企業などへの就職は非常に困難である。

アジア文化史専攻

前期課程は、平成 13 (2001) 年度修了者は、教員 1 名（公立中学校非常勤講師 1 名）、一般会社 2 名、後期課程進学者 2 名、未就職者 3 名。平成 14 (2002) 年度修了者は、教員 2 名（公立高校非常勤講師 1 名、私立大学非常勤講師 1 名）、公務員 5 名（市町村職員 3 名、市町村非常勤職員 2 名）、独立行政法人研究所 1 名（防災科学技術研究所）、一般会社 2 名、後期課程進学者 2 名、社会人入学者 1 名、未就職者 1 名、平成 15 (2003) 年度修了者は、教

員 1 名（私立高校非常勤講師 1 名）、公務員 5 名（国家 2 種 1 名、仙台市職員 1 名、古川市学芸員 1 名、市町村教育委員会非常勤職員 1 名、市町村非常勤職員 1 名）、社会人入試入学者 1 名、未就職者 1 名。平成 16 (2004) 年度修了者は、公務員 2 名（市町村非常勤職員 2 名）、塾講師 1 名、後期課程進学者 3 名、未就職者 3 名。平成 17 (2005) 年度修了者は、公務員 1 名（仙台市非常勤職員）、社会人入学者 1 名、後期課程進学者 1 名、一般企業 1 名、未就職者 1 名である。

後期課程では、平成 16 (2004) 年度に 3 名が学位を取得したが、その進路の内訳は、教員 1 名（私立高校非常勤講師）、公務員 1 名（市町村非常勤職員）、社会人入試入学者 1 名（市町村文化財調査専門職員）となっている。なおこのほかに就職決定による中途退学者が、平成 15 (2003) 年度に学芸員 1 名（北海道立開拓記念館）、平成 17 (2005) 年度に教員 1 名（私立高校教諭）、公務員 1 名（市町村教育委員会文化財調査専門職員）出ている。

ウ 大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

英語英文学専攻

上記「イ. 前期課程、博士課程修了者（就業者年限満期退学者を含む）の進路状況」を参照されたい。

ヨーロッパ文化史専攻

平成 15 (2003) 年度博士課程修了者が平成 18 (2006) 年度に国立大学への就職を確保できたが、博士課程を修了してもすぐに研究職に就くことが困難であるため、大学のリサーチ・アシスタントや非常勤職に就く機会を提供した。今後ますます大学など高等教育研究機関への就職は厳しくなるものと思われるので、後期課程への進学者に対する説明を明確にする必要がある。

アジア文化史専攻

前期課程では、平成 14 (2002) 年度修了者が東北学院大学非常勤講師、秋田県仙北郡太田町町史編纂室職員、防災科学技術研究所職員各 1 名、平成 15 (2003) 年度修了者が古川市（現大崎市）学芸員 1 名、後期課程では、平成 16 (2004) 年度学位取得者 1 名が東北学院大学非常勤講師となっている。その他、前項に記したように、平成 15 (2003) 年度に北海道立開拓記念館学芸員に、平成 17 (2005) 年度に宮城県刈田郡蔵王町教育委員会文化財調査専門職員に各 1 名就職している。

(2) 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

英語英文学専攻

成績評価法については、論文を除いて、担当の各教員があたるが、学生の質的向上の状況の検証は、担当各教員に委ねられている。

ヨーロッパ文化史専攻

毎学年末に授業を受けた学生に対して、その授業担当教員が筆記試験ないしレポートによって試験を行い評価する。演習については、前期課程において研究計画書をもとに年度末に報告書を提出させて評価する。後期課程においても研究計画書をもとに学年末に研究経過報告書を提出させ評価する。なお、演習や対外的研究活動への積極的参加姿勢も加味される。

アジア文化史専攻

学生の資質向上の状況を検証する方法としては、前述のように試験・レポート及び学位論文の成績によって適切に行っているが、本専攻ではこれに加えて現地調査・発掘調査での指導性・外国調査での通訳能力・文献整理データベース化作業での習熟度なども重視しており、成績評価の際に参考になっている。

(3) 教育・研究指導の改善

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

英語英文学専攻

上記、論文指導におけるコロキウムシステムは、教育・研究指導方法の改善に大きく資している。さらに、適宜、専攻会議の場で問題点について議論され、組織的に取り組むことができるようになってきている。

ヨーロッパ文化史専攻

ヨーロッパ文化研究教育を支援するために、平成 14 (2002) 年度に大学附属研究所として「ヨーロッパ文化研究所」が設置された。これによって、より組織的な取り組みができるようになってきた。平成 17 (2005) ～18 (2006) 年度の教育・学習方法等改善支援経費「ヨーロッパ文化史関連資料のデジタル化システムの推進」によって、当該研究所に情報処理機器を導入して、高度情報化に即した情報収集や検索を可能にして、教員、学生の研究・教育状況の改善に努めた。外部資金の導入により設備の充実を図ったことが評価できる。しかし、目まぐるしい技術進歩によって、導入した機器が数年で現実に対応できなくなる事態が生じ、機器の更新が必要になっている。

アジア文化史専攻

前期課程・後期課程に開設されている、オムニバス式演習の実施方式には問題がある。複数教員が担当する演習は、方法・地域・時代の学際的研究とその指導に大きな効果を発揮してきており、特に後期課程の論文指導においてはさまざまな分野の教員の適切な助言が得られて極めて有効に機能している。しかし現地調査や資料収集などの指導においては、担当教員間の連携が必ずしも容易でない場合がある。担当教員の組み合わせの変更も含めて、専攻全体として今後のあり方の検討を行っている。

イ シラバスの適切性

英語英文学専攻

教育・研究指導の改善に資するシラバスの作成は、各教員が前年の反省を踏まえそれぞれの責任と工夫において毎年行っている。大学院全体の『大学院要覧』のほかに、適宜各教員が科目ごとにさらに詳細のシラバスを作成配布しているケースもある。平成 19 (2007) 年度からは成績算定の基準を記すことになった。

ヨーロッパ文化史専攻

毎年大学院要覧を印刷して、履修要項、授業科目及び履修単位、担当者名のほかに、講義題目表を示し、各科目について講義題目、講義内容、テキストなどを示し学生が受講しやすいように配慮している。演習については、あらかじめ主・副指導教員名を表記し適切な選択をできるようにしている。学生が受講しようとする科目の概要を事前に理解させるのに効果的であるが、もう少し詳細な項目も示せるようにすることが望ましい。

アジア文化史専攻

大学院要覧に掲載されている各開講科目のシラバスに加えて、新年度には専攻として研究・指導内容の詳細なガイダンスを実施しており、受講生の準備に支障をきたすようなことは、今のところない。

ウ 学生による授業評価の導入状況

研究科全体としては実施していないが、講義、演習を担当するそれぞれの教員が、学生から声を聞いているのみである。今後は学部になった授業評価の導入も考えていきたい。

英語英文学専攻

学生の授業評価については、一つの科目の人数が少数なので、常時学生の反応を見ることによって判断ができるが、客観性を担保するため、疑義のある場合は、専攻主任が窓口となって対応することになっている。さらに学長に直接訴えることのできるシステムもある。

3. 国内外における教育・研究交流

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針は全学レベルで明確化され、国外の大学との教員の交換、学生の留学等に関する協定が整備されている。研究科として独自に学院間の国際的な交流を実施するに至っていない。

英語英文学専攻

(下記ア、イ、ウ、エ、オを含む。)

専攻レベルでは、平成 11 (1999) 年度の科目改編以降、国内外の研究者を招き「特別講義」として担当を依頼することができるようになり、これを実施している。また、平成 17 (2005) 年度からイギリス人教員 1 名を専任とした。

12 大学院の参加する「英専協」は単位互換にとどまらず、毎年 1 回学生の研究発表会が開催されている。各大学からアドバイザーとして数名ずつ教員スタッフが派遣され、活発な研究発表会が催され、教員そして大学院生間の学問上の交流が活発に行われている。各種学会における成果の発信のほかに、本専攻独自のジャーナルとして『東北』が発行され、平成 17 (2005) 年度で 39 号になる。毎号 5・6 編の論文が収録され、研究の成果が公にされている。

大学院在学中に、短期又は長期にわたり留学する学生もいたが、ここ数年はいない。

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

ヨーロッパ文化史専攻

国際交流部との連携を強めており、教員と院生によるより積極的な交流を行っていく必要がある。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻ではかねてより国際化の流れに対応すべく国際交流を積極的に推進してきた。特に平成 15 (2003) 年度に 5 年間の予定で採択された私立大学学術研究高度化推進事業オープン・リサーチ・センター整備事業の研究プロジェクトは「アジア流域文化論」を研究課題として、細谷良夫文学研究科長を研究代表者とし、文学研究科アジア文化史専攻の教員が中心となり、それに経済学研究科の教員を合わせて学内 13 名、さらに学外から 7 名の研究者を加えて共同研究を推進しているが、この研究プロジェクトでは連年にわたって中国・ロシア等の研究者を加えた国際シンポジウム・公開講演会・公開研究会を開催しており、平成 15 (2003) ～18 (2006) 年度の 4 年間に 13 回の多きにのぼっている。また、アジア文化史専攻では継続的に中国から客員教授を招聘して大学院生の教育に大きな成果を上げている。このようにアジア文化史専攻では研究・教育両分野にわたって国際交流推進の方針を明確に掲げて交流を強力に推進している。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

ヨーロッパ文化史専攻

現在のところ交流を緊密にする措置はとられていない。平成 16 (2004) 年度の科学研究費補助金の経費を利用して、短期間であるが、指導する院生を海外への調査研究に同行させて、海外の研究者との交流を行った。教員は交流を緊密化することをできるが、専攻分野によって交流先がグローバル化するために現状では困難な状況にある。

アジア文化史専攻

アジア文化史専攻では、現在、主として大学院客員教授の制度とオープン・リサーチ・

センター整備事業の研究プロジェクトによって国際的な教育研究交流を行っている。大学院客員教授は1研究科につき1名という制約はあるが、今後ともこの制度を活用して客員教授の招聘を行っていく方針である。一方、オープン・リサーチ・センター整備事業は、5年間という限定があるため、将来的には、恒久的な研究センターの開設が大きな課題となっている。

ウ 国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

ヨーロッパ文化史専攻

現在のところ大学院独自の交流プログラムは作られていない。大学院間の組織的交流は大変望ましく今後積極的に展開する必要があるが、一方では学生の質的維持が大変難しいことが問題であろう。交流プログラムを作った交流に至らないが、研究協力者として来日する教授を招いて積極的に講義をしていただく措置を作る必要がある。

アジア文化史専攻

大学院同士の交流は、正式な形ではまだ行っていないが、前述のように中国の大学や社会科学院から継続的に大学院客員教授を招聘しており、また後期課程の学生が1年間休学して中国の研究所の研究員として研修を行った事例もあって、国際的な交流は実質的には既に行っている。また国内では、東北大学の研究会に恒常的に参加している学生が少なからずおり、こちらも実質的な交流は日常的に行っている。このような状況を踏まえて、今後、国内外の大学院の組織的な教育・研究交流を進めていく必要がある。

エ 外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

ヨーロッパ文化史専攻

まだ受け入れの実績はないが、院生の研究の国際化を図っていくために、提携大学との交流や客員教授制度の積極的な活用を行っていく必要がある。

アジア文化史専攻

外国人研究者の受け入れ体制としては、大学院客員教授の制度がある。既述のようにアジア文化史専攻では大学院客員教授を継続的に招聘しており、平成13(2001)年度には中国哈尔滨市社会科学院歴史研究所研究員王禹浪氏、平成14(2002)年度にはタイ国ワライラク大学沿岸海洋資源管理学部教授パイプーン・プラモジャーニー氏、平成15(2003)年度は中国湖北省社会科学院歴史研究所所長夏日新氏、平成16(2004)年度は中国社会科学院近代史研究所研究員・同大学院教劉小萌氏、平成17(2005)年度は中国社会科学院考古研究所副研究員・同大学院助教授朱岩石氏(4～9月)と中国社会科学院考古研究所研究員・同大学院教授趙超氏(10～3月)、平成18(2006)年度は中国人民大学清史研究所教授張永江氏を受け入れており、極めて適切に運営している。

オ 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

ヨーロッパ文化史専攻

専攻独自の雑誌である『ヨーロッパ文化史研究』や『東北学院大学論集 歴史と文化』などにおいて、教育研究成果を外部に発信している。毎年1回の発行を行っていることで、継続性において適切である。国際的評価を得るためには英文アブストラクトを付記しているが、将来的には英語論文の掲載が必要であろう。

アジア文化史専攻

教育研究の外部発信に関しては、まずオープン・リサーチ・センターにおける公開のシンポジウム・講演会・講座・フォーラム・研究会等の開催があげられ、平成15(2003)年度4回、平成16(2004)年度6回、平成17(2005)年度7回、平成18(2006)年度7回(12月現在)にのぼっていて、十分に外部発信を行っている。また教育研究成果の外部発信に関しては、平成12(2000)年度以来、年報『アジア文化史研究』を毎年刊行し、論文・研究ノート・資料紹介等に彙報として修士論文の要旨等を掲載しており、教育研究成果の外部発信の場として重要な役割を果たしている。

4. 学位授与・課程修了の認定

修士号・博士号ともに、所定の単位を履修し、修士論文を提出した者のうち、主査・副査による論文審査に合格し、かつ最終試験において合格と判定された者に授与している。論文と最終試験の判定は主査・副査の審査報告のもとに専攻会議が行い、研究科委員会及び大学院委員会の承認を経なければならない。方針・基準は極めて適切であると考えられる。

英語英文学専攻

修士・博士の各々の学位の授与状況は下表のとおりである。

	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度
修士	2	2	2	3	(1)
博士(課程)	0	0	0	0	0
博士(論文)	0	0	0	0	0

(平成18年度については、同年9月修了分)

学位授与に関しては、修士論文の場合、研究と職業に必要とされる高度な能力の裏付けとなるものとしての質を確保する方針のもとに、厳しい審査を複数の教員で行うとともに、その審査内容を専攻教員全員で構成する会議で公表し、審議し、当該論文を評価している。これによって、論文審査の透明性・客観性を高めている。博士論文の場合は、課程・論文を問わず、自立した研究者の証として位置づけ、レフリー制度のある学術誌に掲載された論文(もしくはこれに準じるもの)が数点含まれること、また、外部からも含め4名以上の審査員によって審査され、その上修士論文と同様の手続きで審査される。

(1) 学位授与

ア 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

ヨーロッパ文化史専攻

修士・博士の各々の学位の授与状況は下表のとおりである。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
修士	5	5	5	0
博士(課程)	0	0	1	0
博士(論文)	0	0	0	0

後期課程については、平成 18 (2006) 年度に博士論文提出者 1 名を予定している。また今後は博士論文を提出するレベルまで至らず、満期退学する学生も出てくる可能性がある。後期課程における社会人の入試選抜のあり方などを再検討して中途退学を防ぐ方法を講じる必要がある。

なお、学位論文提出の前提としては論文 3 本（うちレフリー付き 1 本）の条件を設けて学位論文の水準維持に努めている。

アジア文化史専攻

修士・博士の各々の学位の授与状況は下表のとおりである。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度
修士	14	8	9	5
博士(課程)	0	0	3	0
博士(論文)	0	0	0	0

なお、学位論文提出の前提として論文 2 本（うちレフリーつき 1 本）という条件を設けて学位論文の水準の維持に努めている。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位申請論文が提出されると、それぞれの専攻会議で主査・副査を選任する。主査は副査とともに審査報告書を作成して専攻会議に提出し、承認を得なければならない。さらに各専攻で選任された主査・副査、及び各専攻で審査された審査報告書は、文学研究科会議の審査と承認を得た後に、大学院委員会に提出して審査と承認を得る必要がある。また論文の正本・副本を所定場所に保管し、閲覧に応じなければならない。透明性・客観性は十分に確保されていると考える。

ウ 学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

修士論文の審査は専攻所属の教員のみで行っている。博士論文の審査に関しては、主査 1 名、副査 3 名を選任するが、そのうち副査 1 名は外部の研究者に審査を依頼している。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

アジア文化史専攻

現行の規程では、修士論文では日本語、博士論文では日本語あるいは欧文を使用することになっている。したがって、論文提出予定の留学生に対する日本語指導が当然問題となるが、本専攻では今までのところ該当者がなく、問題となったことがない。ただ専攻の性格上、中国・韓国などアジア諸国からの留学生が入学することを想定しなければならず、日本語指導だけでなく、将来的には中国語文・韓国語文などの使用許可も含めて検討していきたい。

(2) 課程修了の認定

ア 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

英語英文学専攻

「東北学院大学大学院学則」第 16 条に後期課程の短縮措置をうたっているが、該当するケースはまだない。

ヨーロッパ文化史専攻

後期課程において特に研究業績が優れた者に対しては在学期間を短縮して 2 年の在学期間をもって修了できる場合を規定している。しかし現在までそのケースがない。

経済学研究科

1. 教育課程等

(1) 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

東北学院大学大学院の教育課程並びに東北学院大学大学院の理念・目的は、基本として同大学院学則第 1 条である「キリスト教による人格形成を基礎として、学術の理論及び応

用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与することを目的とする」。このような同大学院の基本的な理念・目的のもとで、「修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養うことを目的とする」（同大学院学則第4条）。また、「博士課程は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うことを目的とする」（同大学院学則第4条の2）。これらは学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、及び同第4条第1項と緊密に関連していると考えられる。

イ 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

経済学研究科では博士前期課程・修士課程に在籍する大学院学生の約7～8割が会計士、税理士、中小企業診断士又はファイナンシャル・プランナー等の資格取得を目的にしており、約1割が博士後期課程への進学を希望し、残りの約1割が公務員・教員・企業等への就職を希望している。これらのどの職業へ向かう場合であっても、目的がそれぞれほぼ実現されている。このことから判断すれば、経済学研究科の複数教員による指導体制に基づいて、大学院学生は広い視野に立つ精深な学識を習得し、経済学と経営学の両専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を十分身につけていると考えられる。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

経済学専攻博士課程後期課程の目的は、大学院設置基準第4条第1項と緊密に関連しており、在籍する大学院学生数は平成18(2006)年10月現在4名とわずかであるが、当該目的に沿って教授研究が行われている。なお、大学院学生数が少ないことで、教授研究が非常にきめ細やかである反面、大学院学生同士が切磋琢磨する機会が学内では少ないといった課題もある。この課題に対処するため、経済学研究科は本学に付置されている3つの研究所（東北産業経済研究所、経理研究所、社会福祉研究所）が毎年主催するシンポジウム、研究会又は講演会に大学院学生に発言の機会を求め積極的に参加することを求めている。そのほか、経済学研究科は大学院学生に対して経済学部の「TG研究会」、「経理研究所研究会」や「東北経済学会」、さらには全国学会で発表の機会を持つことを勧めている。

エ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

学部の学士課程における教育内容の適切性及び経済学研究科の関係は、本学の経済学部の専門教育科目の内容がコア科目群を基本として応用科目群から構成されている。経済学

専攻においては、これらのコア科目群及び応用科目群は、さらに「経済理論の展開」、「グローバル化と地域経済」並びに「現代社会をつくる」の3つの系から成り立っている。経営学専攻においては、「経営学系科目」、「会計学系科目」、「商学系科目」の3つの系から成り立っている。経済学研究科は学部学士課程においては基本を習得の後に専門科目を学び、さらに大学院でそれぞれの専門領域を探究できるように教育内容が組み立ててある。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

経済学研究科の修士・博士（前期）課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容は、経済学研究科の基本的な理念・目的のもとで、修士・博士（前期）課程が東北学院大学大学院学則第4条に従い、博士（後期）課程が同大学院学則第4条の2に従い、一貫した体系的な教授研究が行われており、両者の適切性及び両者の関係は良好であると考えられる。

ク 創造的な教育プロジェクトの推進状況

経済学研究科は修士・博士（前期）課程における教育の1つとして、毎年、大学院学生が2年次になった年の7月又は9月に修士論文中間報告会を行っている。報告会では主指導教授及び副指導教授をはじめその他の教員が専門分野に関し、起承転結のみならず、論文の独創性、体裁、引用及び引用文献の適切性など多面的な指導・助言を与えている。修了時には修士論文の要旨を1万字にまとめ、研究年誌に掲載する。博士（後期）課程における教育内容は、大学院学生の調査や研究の進捗部分を研究年誌及び学会で発表することを通じ自己の研究計画とその内容を高めるとともに、他の研究から学ぶ機会とすることで創造性を生み出している。

(3) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

経済学研究科は、社会人又は外国人学生に対する教育課程につき特段の編成を行っていない。ただし、経済学研究科が社会人又は外国人に対して行う選考試験は、一般選考とは異なり、修士・博士（前期）課程が社会人の受験者に対して、希望する研究主題とそれに関する研究計画（1200～2000字程度）に基づき口実試験を行う。外国人の受験者に対しては、修士・博士（前期）課程並びに博士（後期）課程ともに日本語の筆記試験が必修である。入学後の教科課程に関しては、社会人並びに外国人の大学院学生は条件がそれぞれ異なることから、個々の大学院学生の事情をよく汲み取る形で、主指導教授並びに副指導教授のきめ細やかな教育研究が行われている。

(4) 生涯学習への対応

ア 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

経済学研究科は、社会人再教育を含む生涯学習（いわゆるリカレント）を推進しており、毎年、1名程度の大学院学生在教育研究を実施している。この種の教育課程の内容は、主に、会計士や税理士、さらには教員の専修免許取得を目的にしたもの、家庭の主婦、さらには定年退職後のリカレント教育と多様である。経済学研究科は、これらの多様な目的・ニーズに対応したきめ細やかな研究教育を実施している。

(8)「連携大学院」の教育課程

ア 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的・一貫性を確保するための方途の適切性

本研究科は該当しない。

(9)研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

経済学研究科における教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性に関して、経済学研究科においては、博士（前期）課程及び修士課程の修了要件として、2年以上在学し、授業科目について32単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を作成して、その審査及び最終試験に合格しなければならないと規定している。博士（後期）課程の修了要件として、3年以上在学して12単位（演習8単位、論文指導4単位）以上を修得し、研究指導を受けて博士論文を提出し、論文審査及び最終試験に合格することと規定している。

イ 学生に対する履修指導の適切性

開講されている授業科目は経済学専攻前期課程においては特講が33科目、演習が31科目、外国経済書研究が3科目、経営学専攻修士課程においては特講が24科目、演習が24科目、外国経済書研究が3科目である。内容豊かな教育課程が提供されていると考えられる。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

学位論文は開講している演習を通じて作成されるが、経済学研究科においては、主・副指導教員による複数指導制をとっているため、大学院学生は教育課程の中で複数の異なる研究視点から各自の研究内容を深める機会が与えられている。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

大学院学生に対する教育研究指導は主・副指導教員が十分話し合った上で行っており、主指導教員の責任は明確である。

オ 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

経済学研究科における教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置とその適切性は、まず組織的な枠組みとして主に3つの方途がある。第一は、博士（前期）課程及び修士課程の大学院学生が2年次の時、修士論文中間報告会において大学院学生の間報告に対するコメントや意見の交換が行われている。第二は、本学に付置されている3つの経済・経営系の研究所がそれぞれ主催するシンポジウム、講演会、セミナー等の場でそれぞれ意見の交換が行われる。第三は、東北経済学会及びTG研究会・経理研究所研究会において研究報告、シンポジウム、セミナー等において、意見の交流が行われている。また、個人的な意見の交流も活発に行われており、経済学研究科における教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置とその適切性は総じて良好であると思料される。

カ 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策については、主指導教員及び副指導教員が当該大学院学生の意見・希望をよく聴いた上で、研究分野及び研究テーマやその研究内容に関して話し合いを行っている。話し合いの過程で、必要な限り、専攻主任及び研究科長も話し合いに加わり、意見や提案さらには必要な対処を行う。

最近起きた事例では、指導教員の指導理念・指導計画に大学院学生の研究計画とスケジュールがかみ合わず、研究科長及び専攻主任が調整役となり、当該大学院学生、当該指導教員及び新たな指導教員の意見を慎重、かつ十分に聞いた上で、対応策を考え、研究科委員会決議のもとで、善処することとなった。

2. 教育方法等

(1) 教育効果の測定

ア 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性を検証する成績評価法の適切性に関しては、まず効果測定法には大別して2つあると思われる。第一は実態測定法といえるもので、第二は成長度測定法といえるものである。両測定法とも客観的な基準が利用できれば明瞭性が確保しやすい。しかし、大学院学生に関する教育・研究指導の効果を測定す

る際、多くの場合、客観的な基準を用いることには制限がある。

経済学研究科では、外国書経済研究のような科目は普段の授業での平常点に基づく評価とあわせて、できるだけ筆記試験を実施し、客観評価を実施している。論文作成の場合は、複数指導体制に基づき、両指導教授が指導内容とともに、評価についても話し合い、できるだけ独断と偏見に偏ることを避ける努力をしている。

イ 修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

経済学研究科の修士課程及び博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況は、平成 13 (2001) 年度から平成 17 (2005) 年度までの 5 年間についてみると、経済学専攻の博士（前期）・修士課程が、建設業 1、繊維工業・衣服その他の繊維製品製造業 1、印刷・同関連業 1、電気・ガス・熱供給・水道業 1、運輸業 1、金融業 1、保険業 1、保健婦・助産婦・看護師 1、医療福祉事務 1、教員 2、その他のサービス業（会計事務所・税理事務所等）16 である。博士（後期）課程は、課程修了時点で就職が決まった者は、大学教員 2、リサーチ・アシスタント 1 となった。同期間についてみると、経営学専攻の修士課程修了者の就職状況は、卸売・小売業（管理者）2、新聞報道 1、その他のサービス業（会計事務所・税理事務所等）4 である。これ以外に各専攻において自営の者がかなりいる。

ウ 大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

経済学専攻後期課程修了者の大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況は、厳しい状況が続いているものの、終了後も研究を続けることにより目的を達成することが可能である。

(2) 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性に関しては、効果測定法には大別して 2 つあり、実態測定法と成長度測定法であることは既述した。成績評価法としてこのような方法が成績評価法大学院学生にとって受け入れ可能なものであるのか否かについては、専攻主任が毎年、大学院学生から直接聴取するアンケートによっても、良好な評価を受けていると思料される。

(3) 教育・研究指導の改善

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

経済学研究科所属教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況は、本学に平成 15 (2003) 年 12 月に設置され平成 16 (2004) 年度から実施している FD (フ

アカルティ・ディベロップメント）推進事業に従って実行している。この事業は、本学の FD 推進委員会規程に基づいて実施され、その目的は本学全体における「教育方法の改善を図るため、各学部・学科及び個々の教員の教育活動を支援すること」であり、具体的には主に次の 3 点を全学的に推進する。(1) 各学部・学科における FD への取り組み状況を相互に報告し、意見を交換する、(2) FD に関する情報を収集・分析し、その分析によって得られた知見を、学部・学科及び個人の教員に提供する、(3) FD に関する講演会及び研修会等を企画・実施する。

経済学研究科は以上の実施計画及び実施事業に積極的に参加している。

イ シラバスの適切性

経済学研究科におけるシラバスの作成及びその内容は、基本的には毎年新たに作成する「大学院要覧」がその役割を担っている。要覧には講義又は演習の科目名、担当教員名、講義又は演習の題目、講義又は演習の内容・スケジュール、用書又は参考文献が記される。なお、大学院学生の研究テーマ・内容が授業開始後にも変わることもあるので、その場合は、指導教員とよく相談した上で、その都度、新たな指導計画書の練り直しが行われる。このようなやり方はおおむね適切であると思料される。

ウ 学生による授業評価の導入状況

経済学研究科における学生による授業評価の導入状況については、両専攻で統一して行われてはいない。指導教員の個別的な研究指導に対する大学院学生の充実度について、経済学専攻主任が平成 18 (2006) 年に調査した結果によれば、5 段階評価（1 が極めて不満足、…、5 が極めて満足）で 3.5 から 5 の評価を得ている。

3. 国内外における教育・研究交流

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

経済学研究科の国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針、及び国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置に関しては、大学院学則で次のとおり規定している。大学院学生が海外留学を希望する場合、「教育上有益であると認めるときは、学生が海外の大学院に留学することを許可することがある」（第 27 条）。また、交換留学生については、同大学院との「協定のある外国の大学院の学生が、本大学院の授業科目の履修を希望するときは、所属を希望する本大学院研究科委員会の承認を得て、交換留学生として許可することができる」（第 39 条の 2）。同時に、外国人留学生の本大学院への受け入れに関しては、「外国人で、本大学院に入学を志願するものがあるときは、当該研究科委員会において学力検査の上、大学院委員会の議を経て、外国人留学生として入学を許可することがある」（第 40 条）。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切

国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針、及び国際レベルでの教育に関する上記の規程のほか、大学院学生と学部学生を対象にした国際交流に関する基本方針が別規程として同大学学則に用意されている（学則第 13 条）。この学則規程に基づき、交換留学生及び認定留学生の取り扱いに関する規程が別に定めてある。つまり、「東北学院大学学生の海外留学に関する規程」（平成 2 年 4 月制定）、「東北学院大学外国人留学生受け入れに関する規程」（平成 3 年 4 月施行）、「東北学院大学交換留学に関する規程」（平成 4 年 4 月制定）。などがその主なものである。

ウ 国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

上記の諸規程に基づき、経済学研究科の国際学術交流の枠組みは、まだ改善・改良の余地があるものの、徐々に整ってきていると考えられる。ただし、過去 5 年に関してみると、経済学研究科の学生の 1 年以上を通しての海外留学は 1 名と非常に少ない。

エ 外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性に関しては、経済学研究科においては「東北学院大学大学院外国人客員教授に関する規程」（平成 7 年 10 月制定）及び「東北学院大学外国人客員教授及び客員研究員に関する規程」（平成 10 年 4 月制定）に従い、平成 13 (2001) 年度から平成 17 (2005) 年度までの 5 年間に 2 名（1 名は韓国から、もう 1 名はタイ）から招聘を行った。

オ 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

上記の 2 名の外国人客員教員は、経済学研究科において授業を担当するとともに、研究会や講演を行い、精力的に本学の教員及び大学院学生と学術交流を進めた。両教授はそれぞれ帰国後にも同研究科の教員と連絡を取り続け、韓国の当該教授が核となって平成 18 (2006) 年度に韓国で日韓経済シンポジウムを開催し、国際学術交流、並びにその情報の受発信で成功を収めた。

4. 学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

ア 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

経済学研究科の修士学位の授与状況を平成 13 (2001) 年度から平成 17 (2005) 年度までの 5 年間についてみると、平成 13 (2001) 年度 9 名、平成 14 (2002) 年度 5 名、平成 15 (2003)

年度 8 名（経済学専攻 4、経営学専攻 4）、平成 16 (2004) 年度 4 名（経済学専攻 3、経営学専攻 1）、平成 17 (2005) 年度 8 名（経済学専攻 6、経営学専攻 2）である。博士の学位の授与状況を同期間についてみると、平成 13 (2001) 年度 1 名、平成 14 (2002) 年度 1 名である。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

学位の授与方針及び基準は、学校教育法第 68 条の 2 及び学位規則（昭和 28 [1953] 年文部省令第 9 号）の規程に基づき、東北学院大学大学院学則並びに東北学院大学学位規程の定めるところに基づいて、経済学研究科もこれに従っており、適切である。

経済学研究科では博士の学位授与が少ないが、これは学位の授与方針及び基準が厳しすぎるといふよりも、博士（後期）課程への入学する者が極めて限られている状況に基づくと考えられる。

ウ 学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

ケースによっては東北学院大大学院教員でない他大学大学院教員（非常勤講師）に副査として審査に関与してもらっている。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

留学生への学位授与に関しては、日本語指導等について、経済学研究科で組織的に十分に講じられているとは言えない。専ら指導教員の努力に依存しているのが実情である。なお、留学生へ授与する奨学金が極めて限られているのが現状であり、留学生が奨学金へ応募してもなかなか取得できず、生活資金にも支障をきたすケースが散見され、火急を要する問題と懸念される。

(2) 課程修了の認定

ア 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

経済学研究科では、標準修業年限未満で修了することを認めている。平成 13 (2001) 年度から平成 17 (2005) 年度までの 5 年間についてみると、この条件を満たしたケースはない。

法学研究科

1. 教育課程等

(1) 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項との関連

本研究科の教育課程は学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項に沿ったものである。本研究科の理念・目的と本研究科の教育課程との関連性については、以下のとおりである。

本研究科博士課程前期課程の教育課程は、実定法基本科目を中心に重要実定法科目、基礎法学、外国法、政治学関係科目を含んでいる。また、各科目は、原則として、特殊講義と演習からなる。平成 14 (2002) 年度には、政治学特殊講義、同演習を新設した。このようにして、「学部段階での基本的法学・政治学教育の成果を踏まえ、さらに高度の専門知識を与える」という目的を実現しようとしている。また、平成 7 (1995) 年度より中学校、高校教諭専修免許状授与に必要な科目を教育課程に追加した。さらに、平成 10 (1998) 年 4 月から、社会人特別選考制度を導入し、専門職業人養成にも力を入れつつある。平成 14 (2002) 年度から、税理士をはじめとする専門職業人志望者のために、租税法特殊講義Ⅰ、Ⅱを新設した。平成 17 (2005) 年度から、実務家教員担当の「法律学応用特殊講義」(2 単位) 新設し、平成 18 (2006) 年度には、これを「法律学応用特殊講義Ⅰ」とし、さらに、「法律学応用特殊講義Ⅱ」を新設した。博士課程後期課程に関しては、平成 11 (1999) 年度から授業科目として「法律学演習Ⅰ、Ⅱ」、「論文指導」を新設し、「専攻分野について研究者として自立して研究活動」を行えるよう養成する体制を強化した。

上記のように、本研究科の理念・目的は本研究科の教育課程の中に具体化されている。重要性を増してきた専門職業人の養成に関しては、運用上、一般入学院生と社会人入学院生との授業を別に開講するとか、それができない場合には、授業内容について配慮することが行われている。後期課程の教育課程は、適切と思われ、特に問題点は認められない。

イ 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

前期課程においては、2 年以上在学して、授業科目について 30 単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文を提出してその審査及び最終試験に合格しなければならない。2 年目の 4 月に、修士論文題目を提出しなければならない。なお 30 単位のうち、10 単位を限度として他研究科の授業科目の中から担当教員の承認を得て選択履修することができる。また、後述するように、北海学園大学大学院法学研究科と単位互換協定を締結しており、10 単位を限度として、単位を取得できる。

30 単位以上というと、4 単位科目でいえば、8 科目以上を履修しなければならない。このうち、指導教員の担当する授業科目は、特殊講義 1 科目 (4 単位) と演習 1 科目 (4 単位) であるのが通常である。これらの授業を通して、指導教授は、「広い視野に立って精深な学識を授け」るよう努める。加えて、院生は、通常 6 科目以上、指導教員以外の関連授業科目等を履修しなければならない。このことも、上記目的達成に役立っている。他研究

科等の授業科目履修を認めていることもそれに加わる。他方、「専攻分野における研究能力」を養うということとの関係では、指導教授による演習の単位数を増やすべきかどうか検討する必要がある。また、他研究科や単位互換協定校の授業科目履修については、実際に活用されているとは言えない。

「高度の専門性を要する職業等に必要の高度の能力を養う」という点に関しては、教員が受講生の志望を考慮して授業内容を工夫することなどによって、一定の対応がなされている。また、前述のように、平成 18 (2006) 年度からは、「法律学応用特殊講義Ⅰ、Ⅱ」が新設され、実際にも受講されている。

税理士の養成に寄与できるよう努力しているが、将来的には、専任教員の採用と関係科目の充実を図ることが考えられる。

他研究科や単位互換協定校の授業科目履修については、院生にそれほどの必要性や時間的余裕がないことが主な原因と思われるが、活用できるようにさらに検討する予定である。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

後期課程では、3 年以上在学し、授業科目について 12 単位（演習 8 単位、論文指導 4 単位）以上履修し、指導教員の指導のもとで研究指導を受けた上、博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、優れた研究業績を上げた者と認められる場合には、在学期間を短縮することができる。年次ごとに、研究計画書を提出しなければならない。これまで後期課程進学者 8 名のうち、博士号が与えられた者 4 名、満期退学者 3 名、在学中 1 名である。

上記の教育課程そのものは適切であり、問題はないと考える。

エ 学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

両課程それぞれの教育内容の適切性についてはそれぞれの関係個所で述べる。したがって、ここでは両者の関係について述べる。

本研究科の教育課程は法学部教育の基礎の上に立ってそれを一層発展、展開させるように組み立てられている。実定法科目の授業科目はすべて本研究科の教育課程に置かれており、学部に置かれている科目に対応する科目が大部分本研究科にも置かれている。

学部の教育内容との関係については、適切な段階的配慮がなされていると考える。ただし、法学部卒業生でない社会人院生に専門科目の筆記試験なしに入学の道が開かれたため、大学院レベルの授業内容に学部段階の授業内容の要点を加味することが必要となるなど、困難な問題も生じている。一般院生と法学部出身でない社会人院生を一緒にして授業をする場合には、さらに複雑になる。

学部学生も院生も多様化しているため、本研究科の授業科目についてさらに見直すほか、一定の限度と条件で、学部学生が博士課程前期課程の授業を履修すること、及び、院生が

学部専門科目の授業を履修することを認めるべきかどうか検討する必要がある。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

前期課程の教育課程を修了した院生は、修了に必要な科目を履修しており、また、修士論文の作成を通して、その研究テーマに関し、従来の研究経過及び研究状況の整理確認をほぼ終えているのが通常である。後期課程では、修士論文（又は、これに代わるもの）の成果を踏まえ、指導教員の指導の下に博士論文の作成に努めることになっている。

両者の関係は適切であると考えられる。

キ 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

本学学位規程によれば、修士の学位は、博士課程前期課程の修了の認定を得た者に授与し、博士の学位は、博士課程修了の認定を得た者に授与する。後期課程退学者の課程博士申請に伴う再入学も認められている。平成 18 (2006) 年度より、後期課程入学資格者に「法務博士の学位を有する者」を加えたこと（大学院学則 20 条の 2）に対応して、出願書類につき、修士論文に「準ずる論文」でも可とした。

以上の現状に特に問題はない。後期課程への進学者が少ないことは問題である。しかし、同課程の趣旨から入学者について一定の水準を維持しなければならないので、やむを得ない面がある。

博士課程前期課程に後期課程進学希望者をより多く迎え入れる必要がある。

(2) 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあっては、実施している単位互換方法の適切性

本研究科は、平成 14 (2002) 年 4 月より、北海学園大学大学院法学研究科との間で単位互換協定を結び、5 年目になる。しかし、単位互換の実績はない。この協定の有効期限は平成 18 (2006) 年度末で終了するが、さらに 5 年延長することについて、両研究科の間で既に合意がなされている。

単位互換の実績がなかったことは残念であるが、研究科相互の情報交換及び個々の教員同士の交流には、互換協定の存在が役立っている。

協定更新にあたって、単位互換だけにこだわらず、その根底にある「学術の交流と教育効果の向上・促進」に向けてさらに成果を生み出すよう、両研究科間で協議する予定である。

(3) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人学生に対する教育課程編成上の配慮としては、昼夜開講制を実施しているほか、時間割編成上も、できるだけ社会人院生の事情に合わせるよう配慮している。個々の教員による研究指導においても同様である。外国人留学生については、これまで受け入れの実績がない。実際に入学者が出たときには、指導教員を中心に対応するほか、経験豊富な本学国際交流部が支援することになる。

この間、前述のように、社会人院生が受講を希望する科目の新設が一定程度実現した。また、法学研究資料室の利用時間も、通常の場合、土曜日も午後 7 時 30 分まで延長された。中央図書館も、同じく通常の場合、平日、土曜とも午後 10 時まで開館している。

前回報告時の問題点の改善は、一段落したと言える。

(4) 生涯学習への対応

ア 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

平成 16 (2004) 年度より、日本行政書士会連合会の依頼により、同連合会と共催して、東北 6 県の行政書士会会員を対象に、「行政書士のための特設講座」を行っている。

定員 50 名で、開講科目は、「家事審判法／民法の親族・相続」、「行政救済法」(各 2 単位相当)である。

科目ごとに、院生の研修補助員を付けるなど、少人数授業に準じた措置を講じている。平成 16 (2004)、17 (2005) 年度を通じて、2 科目とも 3 分の 2 以上の授業に出席した者のうち、レポートを提出し合格した者に履修証明書を発行した(単位は取得できない)。

両年度は定員を超える応募があり、50 名を採用し、合わせて、92 名に履修証明書を発行した。平成 18 (2006) 年度は、19 名の応募者全員を採用した。

(9) 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

大学院生は指導教員の特殊講義と演習を 2 年間にわたり合わせて 8 単位履修する。同じ専攻科目につき他の教員による特殊講義、演習が設けられている場合(民法、商法)には、それをも履修するのが通常である。同じ専攻科目につき他の教員による特殊講義、演習が設けられていない場合には、関連科目などの特殊講義や演習を履修する。指導教員は 2 年間にわたる特殊講義、演習の中でその指導する院生に対する一般的研究指導を行うほか、授業時間とは別に、指導する院生に対して個別に修士論文の作成を指導する。後期課程院生の場合には、その授業科目「論文指導」では、正規の授業時間も個別の研究指導が主たる内容となる。また、前期、後期課程を通じて、指導教員は、受験に際して志願者が希望し、当該志願者の合格と同時に確定する。したがって、院生は履修科目を届け出る時から、指導教員の指導を受ける。なお、入学式当日には新入院生を対象に、6 月頃には、全院生

の出席の下に、研究科担当の全教員が出席してオリエンテーションが行われている。平成 17 (2005) 年度からは、前記オリエンテーションに代って、10 月又は 11 月に、その年度の修士論文提出予定者による修士論文中間発表会を行い、引き続き、全院生を対象に、「修士論文作成オリエンテーション」を行っている。

これまで提出された修士論文及び博士論文の評価から見て、上記の教育・研究指導はほぼ有効に機能している。後期課程学生をティーチング・アシスタントに採用したことは、その教育・研究指導にも良い効果をもたらした。他方、修士論文が完成せず、留年する院生が少なくなかった年度もあり、それが、オリエンテーションに関する前記の改革の一因となった。この改革は、修士論文の年度内提出と質的向上に役立っている。

前期課程修了に必要な単位を平成 14 (2002) 年度以降、32 単位から 30 単位にし、指導教員による個別的な研究指導をより充実させることにした。

イ 学生に対する履修指導の適切性

前項で述べたように、前期課程 1 年目の履修科目選択に際して、指導教員の指導を受ける体制をとっているほか、個々の授業において、カリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導に努めている。ほかに、入学式当日には、新入院生のみならず、全院生に対して、全教員が出席してオリエンテーションが行われている。

前期課程 1 年目の履修科目選択に際して、指導教員の指導を受ける体制をとっているのは、長所であり、研究指導の効果を高めている。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

個々の教員により、その指導方針に基づき、また、個々の院生の置かれている環境などに配慮して、多様な指導方法が行われている。また、平成 12 (2000) 年度から、本研究科紀要（「法学研究年誌」）の編集に院生が主体的に関与することを保障・援助する体制を作るとともに、投稿基準を若干緩和した（平成 12 [2000] 年 4 月の「法学研究科紀要に関する申し合わせ」参照）。院生の研究に対する意欲、教員の指導に対する意欲を高めることを意図し、既に一定の成果をもたらしている。しかし、この改革以降も、修士論文のうち、紀要に投稿されるものは少数にとどまっている。

修士論文審査結果から見て、指導教員による個別的な指導はおおむね充実していると見られる。この点では、一部の専攻分野を除いて、在籍院生が比較的少ないことが指導の条件を良くしている。修士論文の紀要投稿に関しては、指導教員が勧めても、院生が辞退するケースが少なくない。修士論文提出年度中に掲載するには時間的余裕がなく、修了後は就職などの事情によりやはり時間的、精神的に余裕がなくなるといった問題がある。

当面は個々の教員の裁量、さらには、専門領域を同じくする教員間の協議に委ねることになる。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

複数指導制はとっていない。ただ、事実上の副指導教員を定めており、また、前記の修士論文中間発表会は、院生にとって、指導教授以外の教員からも指導を受ける機会である。中間発表を契機に、その後も広く本研究科担当教員から指導を受ける例がある。

オ 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

基礎たる学部である法学部では、法学政治学研究所主催の「公開講演会」に毎年、各分野の第一人者を招請しているが、その都度、懇談会や懇親会を行っている。また、スタッフによる「法学研究会」がある。ただし、法科大学院設置準備開始以来、開催されていない。その再開が望まれる。本研究科独自には、前記の修士論文中間発表会は、教員と院生間だけではなく、院生相互の学問的交流にも効果を発揮している。

本研究科の個々の授業の中で、授業内容に関連する実務家を招いたり、実務の現場に赴くことも行われている。

カ 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

実際に学生から変更希望が出された例はないが、そのような希望が出された場合には、同じ研究分野の場合には、指導教員の交代は可能である。研究分野の変更に関しては、一般入試による入学者に関しては、受験した専門科目との関係で、限界があると思われる。しかし、前例がないので、研究科としての見解は出されていない。

2. 教育方法等

(1) 教育効果の測定

ア 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

教育効果の測定方法としては、各科目担当教員が、授業中に何度かテーマを与えて発表させたり、授業期間中又は授業期間終了後にレポートの提出を求めることが多い。研究指導の効果の測定方法としては、指導教員が指導する院生に修士、博士論文などの草稿を提出させ、それをチェックすることによって行われる。その場合、電子メールを活用している教員、院生が少なくない。前期課程に関しては修士論文、後期課程に関しては博士論文の、審査及び最終試験が、教育・研究指導の効果を測定する上で、最も重要であり、かつ最終的なものである。この審査及び最終試験は、指導教員を含む、少なくとも複数の教員によって行われ、研究科委員会に報告され、審議される。また、修士、博士論文をはじめ院生の研究成果については、なるべく研究科紀要に発表することを勧めている。これには、教育・研究の指導の効果について、学界をはじめ外部から効果測定を受けるという目的もある。後期課程院生には、全国、あるいは地方レベルの研究会に参加し、発表することを勧め、ある程度実現している。

一つひとつの授業を履修する院生の数が少ないので、上記のような教育効果測定方法は

適切であろう。また、上記の論文作成指導（研究指導）の効果測定方法もオーソドックスなものである。外部からの効果測定に関しては、法律専門誌の学会回顧などを参考にしている。ただ、研究科紀要への掲載が少ないことは、問題点と言える。

イ 修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況、ウ 大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

I. 1. エ「大学院研究科の理念・目的とそれに伴う人材養成等の目的の達成状況」の項に述べた内容を参照されたい。

(2) 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

前述した効果測定方法によって成績評価が行われている。履修科目の成績の評価は、担当教員に一任される。各教員は、平成 19 (2007) 年度から、その成績評価方法を『大学院要覧』の中の「講義内容」に示すこととなった。

学生の資質向上の状況を検証する成績評価法について、研究科担当教員全員による話し合いの機会を持つことが新たな出発点になろう。

(3) 教育・研究指導の改善

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

担当教員の意向を尊重することを基本としている。研究科委員会における学位論文の審査などはできるだけ丁寧に行うようにしている。個々の教員の対応に問題がある場合には、研究科長、専攻主任が当該教員と話し合うなどし、最終的には、研究科委員会で審議・決定される。研究・指導の改善に限定したものではないが、平成 12 (2000) 年 3 月には平成 12 (2000) 年度修了生を対象に、平成 13 (2001) 年 2 月から 3 月には在籍院生全員を対象として、本「研究科改善のためのアンケート」をとり、その結果を研究科委員会に報告し、主な問題点に対する対応について話合った。

上記の院生からのアンケートでは、教育・研究指導方法の改善に関しては、次のような意見があった。①複数の教員による授業もあったほうがよい。先生方同士の議論を聞くのも刺激になる。②研究科全体での修士論文などの合同発表会を開催してほしい。③授業の中で、実務に触れる機会を多くしてほしい。②は実現し、③も一定程度実現したが、①のような授業はまだない。

本学全体として財団法人大学基準協会の「平成 14 (2002) 年度相互評価」を受け、本研究科に関してもいくつかの助言があった。それに対しては平成 18 (2006) 年 7 月に改善報告を行っている。

イ シラバスの適切性

シラバスという形ではないが、年度初めに刊行される『大学院要覧』の中の「授業題目表」に、各科目の「講義題目」、「講義内容」、「用書」が記載される。院生は、それをもとに、履修希望科目を選択する。入学式当日のオリエンテーションでは、上記『大学院要覧』をもとに、全教員がその授業の基本方針について説明する。授業内容については、授業開始後、受講生の希望も聞くなどして、より詳細な授業計画が示される。

上記『大学院要覧』は、院生が授業科目を選択する指針としておおむねその役割を果たしていると言われている。社会人入試の導入などによる院生の多様化により、授業内容などをあらかじめ確定しにくいという問題も生じている。

上記の問題点はやむを得ないものと考えている。しかし、院生の側でその点を含めて『要覧』の記載についてどのように考えているか、調査・検討の必要があろう。

ウ 学生による授業評価の導入状況

本研究科では行っていない。ただし、既に述べたように、授業に限定したものではないが、平成 12 (2000) 年 3 月にはその年度の修了生を対象に、平成 13 (2001) 年 2 月から 3 月には在籍院生全員を対象として、本「研究科改善のためのアンケート」をとった。

本研究科として授業評価を導入していない理由は、授業ごとの受講生が 1、2 名で、多くても数名であるため、受講生の意向を担当教員が把握することは容易であるという事情がある。しかし、あらためて聴取されなければ、個々の受講生が授業に対する意見を述べないままに終わってしまうということがあるかもしれない。前記「研究科改善のためのアンケート」では、既に述べたように、個々の授業にも参考になる意見が述べられている。ただし、最近では、新設の授業科目に限定したものを別にすれば、この種のアンケートは行われていない。

研究科として院生から、(個々の授業についてではなく) 授業全般についての意見、感想を毎年度聞くことが考えられる。

3. 国内外における教育・研究交流

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

本研究科独自には、この点に関する基本方針を持っていない。個々の教員が、それぞれの研究分野で努力していることは言うまでもない。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

各研究科は、規程により、客員教授をそれぞれ年間 1 名ずつ招請することができるが、本研究科ではまだ実績がない。大学院担当教員の在外研究については、本学教員一般の在外研究員制度及び研修休暇制度による。留学生の受け入れに関しては、大学院に在籍する

私費留学生に対し授業料を70%までの減免する制度があるが、本研究科ではまだこの制度を利用した実績がない。

ウ 国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

国内の大学院間の組織的な教育研究交流に関しては、前述したように(Ⅳ. 1. (2). ア)、北海学園大学大学院法学研究科との間で、単位互換協定を締結しており、平成19(2007)年度からさらに5年間延長することが決まっている。国外の大学院との間では、本研究科独自の協定等はない。

エ 外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

前項イを参照されたい。本研究科の在籍学生のニーズからみると、一般的には、外国人研究者を受け入れる必要性は乏しいと思われる。

オ 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

基礎たる学部が『東北学院法学』(平成16[2004]年までは、『東北学院大学論集・法律学』)を年2回、法学政治学研究所が、『東北学院大学法学政治学研究所紀要』を年1回刊行している。年3回になるが、刊行の頻度としては、ほぼ適切であろう。また、大学院生の発表の場として、『法学研究年誌』が原則として毎年1回刊行されている。問題点としては、原稿不足のため、以上の頻度が守られないことがある。

4. 学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

ア 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

平成14(2002)年から平成17(2005)年の4年間をみると、修士号授与数は13(平均3.3)で、博士号授与数は0であり、状況は改善されていない。

その原因はともに在籍者数そのものがやや減少気味であることにある。特に、後期課程については、この4年間に在籍した者は1名であり、その学生も満期退学(本学講師として採用)している。

前期課程の在籍者が修士論文を提出できるように指導する努力は続けられている。前回評価当時から前期課程1・2年生を対象にした「修士論文作成オリエンテーション」を実施していたが、平成17(2005)年度からはそれに加えて、2年生を対象にした「修士論文中間発表会」を行い、効果を上げている。

学位の授与方針・基準については、本学大学院学則により、「前期課程の学位論文(注：修士論文)は、広い視野に立った精深な学識及び専攻分野における研究能力を証左するに

足るものでなければならない」(第15条の2第1項)、「博士課程の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るものでなければならない」(第16条の2第1項)と定められている。博士課程の学位論文については、上記4年間に授与した者はいないが、申請者がいなかったためである。それ以前に授与した場合においては、「専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うに必要な高度の研究能力」、すなわち、一人前の研究者としての出発点に達しているかどうかで判断してきた。

本学学則の上記規定は、大学院設置基準第3条1項、第4条1項に則したものである。また、その運用方針も適正なものとする。問題点は、最近4年間、博士課程の学位の申請者が出ていないことである。1名の満期退学者がある。

上記問題点に関しては、後期課程進学者を増やすという対策しかない。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

博士論文の審査は、「当該研究科の専任の教授のうちから2人以上の審査委員を選出して、学位論文の審査及び最終試験又は学力の確認を委嘱」する(本学学位規程第10条1項)。

「研究科委員会が、必要と認めたときは」「教授以外の本大学大学院研究科教員を審査委員に委嘱することができる」(同条2項)。以上については、修士論文の審査についても、同様な運用が行われている。審査委員には、原則として主査に当該申請者の指導教授、副査に当該論文のテーマと関係ある研究領域を専攻する教員が委嘱される。副査の数は、修士論文審査の場合には1名、博士論文審査の場合には2名である。

「学位論文の審査に当たっては、他の大学院又は研究所等の教員の協力を得ることができる」(本学学位規程第11条)。「審査委員は、審査が終了したときは、ただちにその結果を、研究科委員会に報告しなければならない」(同規程第17条)。「研究科委員会で学位を授与できるものと議決するには、教授の全員(中略)の3分の2の出席を必要とし、かつその3分の2以上の賛成がなければならない。」「研究科委員会が必要と認めたときは、教授以外の本大学大学院研究科教員を出席させることができる。」(以上、同規程第18条)。

「博士論文に関しては、申請を受理した後1年以内に、学位を授与できる者かどうか決定できるように終了しなければならない」(同規程第12条1項)。「研究科委員会の議決は大学長に報告しなければならない」(同規程第20条)。「大学長は、前条第2項の学位(注：論文のみによる博士の学位)を授与できない旨の報告があったときは、その旨を、申請した者に報告する」(同規程第21条2項)。

「博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、その学位論文を書籍又は学術雑誌などにより公表しなければならない。」「やむをえない事由のため当該論文の全文の公表ができないときは、研究科長の承認を受けて、全文に代えてその内容を要約したものを印刷公表することができる。」(以上、同規程第22条)。「大学長は、博士の学位を授与したときは、当該博士の学位を授与したときから3月以内にその論文の内容の要旨及び審査の結果の要旨を公表しなければならない。」(同規程第23条)

以上のように、修士、博士の学位の重さに対応して、学位審査の透明性・客観性を高める措置がとられている。指導教授が原則として主査になることについて、特に問題がある

とは考えられていない。

ウ 学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

「エ」で述べたように、「他の大学院又は研究所等の教員の協力を得ることができる」旨の規定があるが、これが適用された例は、ほとんどない。博士の学位審査に関しては、活用について考慮すべきであろう。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

留学生に学位を授与した例がない。そのような事例が生ずる可能性が発生した場合に、どのような措置をとるべきか検討する。

(2) 課程修了の認定

ア 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

前期課程における標準修業年限未満の修了に関しては、「優れた業績を上げた者と研究科委員会において認められた場合には、本大学院に1年以上在学すれば足りる」（大学院学則第15条）、後期課程に関しては、「優れた業績を上げた者と研究科委員会において認められた場合には、本大学院に3年（前期課程又は修士課程を修了した者にあつては、当該課程における2年の在学期間を含む。）以上在学すれば足りる」（大学院学則第16条）と規定されている。

これまで標準修業年限未満で修了した者はいない。また、本大学院に関する限り、標準修業年限未満で修士論文、博士論文を作成できるということ自体、通常考えがたい。「優れた業績」とは、通常の修士論文、博士論文に相当するものを指すのか、それを超える業績を指すのか、必ずしも明確ではない。

「優れた業績」と判断する基準について、より明確にする必要がある。

工学研究科

1. 教育課程等

(1) 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

東北学院大学大学院は、学校教育法第 65 条、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条 1 項に基づき、大学院学則第 1 条にも述べているようにキリスト教による人格教育を基に、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて広く文化の進展に寄与することを理念として、その教育課程を定めている。

機械工学専攻では機械知能工学科の教育目標「信頼され期待される国際的エンジニアの育成」を高度な立場で達成するために、それに続く博士課程前期課程では高度の専門技術者を養成し、博士課程後期課程では研究職を養成している。すなわち、大別して材料・固体力学系、エネルギー系、生産工学系、制御系の 4 系の理論と応用を研究しており、学生はこれらの分野に関する広い視野に立って、専攻分野における研究能力あるいは高度の専門性を要する職業に必要な高度な能力を養えるよう、教育課程は編成されている。電気工学専攻では人類社会に貢献する国際的に通用する高度な電気、電子、情報通信技術者の育成を教育目標としている。博士課程前期課程では、高度の専門技術者を養成し、博士課程後期課程では、研究教育職の人材養成を行っている。具体的には電力エネルギー系、情報通信系及び電子材料系の 3 系の理論と応用に関する講義科目と課題研究で教育課程が編成されている。大学院学生はこれらの分野に関する広い視野にわたって学習するとともに、専門分野での研究を行い、卒業後就くであろう専門職に必要な、高度な研究能力と指導能力を修得できるよう教育課程は編成されている。応用物理学専攻では、現代社会の発展に資するさまざまな技術的諸問題の中から特に材料物性工学及び計測工学の分野を中心とした諸課題、すなわちハードディスクに用いる磁性材料や半導体の新材料開発、ナノテクノロジー薄膜技術を用いた素材開発、レーザーを用いた新しい計測法の開発、粒子計測技術の開発等の各分野にわたって研究が行われている。土木工学専攻では独自に、人類が置かれている地球環境、技術者倫理などの人間的資質を踏まえた上で、建設及び環境分野の技術者として社会に貢献できる人材の育成に努めている。博士課程前期課程では高度の専門知識と自主的かつ向上心を有する技術者を養成し、博士課程後期課程では広い意味での研究職を目指す大学院生の養成にあたっている。専門分野は大別すれば、力学系、材料系、地盤、水理、環境の 5 分野を中心に、理論と応用を研究しており、大学院生はこれらの分野に関する広い視野に立って、専攻分野における研究能力あるいは専門性を要する職業に必要な高度な能力を養えるように教育課程は編成されている。

各専攻では大学院定員に見合った学生を入学させており、その結果、講義、ゼミナールともに少人数教育が可能なので指導が徹底している。また、他の専攻との共同研究が可能であり学生のよい刺激になっている。しかしながら、従来のカリキュラムの内容には、全体的にある特定の分野の科目が多くバランスに欠けていたり、科目群が大きく分かれていて漠然としているためカリキュラムの内容がほとんど見えなかったり、また、進展著しい技術分野の動向を踏まえると学生として習得してほしい科目が欠如しているなどの問題点が多々見られた。これに対して工学研究科では、上記の理念・目的を踏まえ、平成 18 (2006) 年度にこれら問題点の改善を一部進めた。なお、社会の変化に対応した創造的な技術開発のための基礎を効率よく学生に教授するためには、カリキュラムに対して絶えず検討を加えていくことが必要である。また、国際的に通用する高度な技術者育成のためには、外国語の文献読解力はもちろん、会話力や研究結果の発表能力の指導も不可欠である。現在は担当教員が講義やゼミナールの中で、個別に外国論文の講読を指導するなど実施している

が、これらをいかに教育課程にうまく組み入れるかの検討も、今後必要となる。さらに、インターンシップで代表されるような、学生が在学中に実社会で働く経験も技術者教育には必要であり、それらを教育課程でいかに実現するかの検討も必要となる。

なお、各専攻における研究に共通する特色は、複雑多岐にわたって展開する現代技術の各分野で、とりわけ創造的な技術の開発に指向している点にある。したがって、これを積極的に推し進める人材を育成するためには、具体的かつ積極的な研究活動の推進と、高度に深い基礎知識の涵養が必要である。なお、大学院課程の教育・研究を活発にし、より良き指導成果を上げるためには、まず指導教員自らが積極的に研究活動を推進する姿勢が必要である。この点を踏まえ工学研究科では、現在、教員の国際会議への参加、国内外の大学との共同研究などの具体的行動を積極的に推し進めている。

イ 「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

東北学院大学における博士課程前期課程の目的は、大学院学則第4条に記されているように、「広い視野に立って清深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を有する職業等に必要な高度の能力を養う」とうたわれている。例えば、応用物理学専攻博士課程前期課程では、その目的を具現化するためにカリキュラムを材料系、計測系の2系に大別し、大学院生が応用物理の分野で広い視野の学識が身につくように配慮している。必要であれば他専攻の講義も受講可能である。また、課題研究の遂行においては、指導教員によるゼミナールなどを通して研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養っている。さらに応用物理学専攻では独立行政法人産業技術総合研究所東北センターと連携大学院を行い大学院生に対して一層の視野の拡大を図っている。機械工学専攻、電気工学専攻、土木工学専攻においても同様に、その目的を実現するための配慮がなされている。しかしながら、大学院進学者が少数のため、指導が徹底されるという利点はあるが、同輩が少ないために互いに切磋琢磨するという研究環境が生まれず、また自分以外の研究に対する考え方や研究手法を学ぶ機会が少ないなどの問題が存在する。また、ほとんどの学生は学部からの進学者であり、産業界の状況を肌で感じる機会が少ないことから、今後インターンシップなどに代表されるような社会との接続の充実を図るとともに、産学連携を一層強化し、社会で役に立つ研究者養成を目指すことが必須である。

工学研究科の4専攻前期課程における授業科目は、1科目2単位ずつで機械工学専攻33科目、電気工学専攻22科目、応用物理学専攻29科目、土木工学専攻32科目である。授業科目の担当は、専任教員並びに非常勤講師がこれにあたる。教員の専門分野も多種多様であり「広い視野に立って精深な学識を授け」の項目に適合する。また、各専攻とも専攻分野のゼミナール6単位、課題研究10単位があり、担当の専任教授が個人指導の形態で学生を指導し、研究能力と高度の専門性を要する職業等に必要な能力を養えるように前期課程が編成されている。また、学生は国内外での学会等へ積極的に参加しており、大学はこれに旅費等を補助し、奨励している。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専

門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

東北学院大学における博士課程後期課程の目的は、大学院学則第4条の2に記されているように、「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」とうたわれている。この目的に沿い、研究科の博士課程後期課程は、博士課程前期課程のカリキュラムに立ってさらに高度で豊かな学識を養うことを考えてカリキュラムを構築しているが、現状は博士課程後期課程に進学する学生は極めて少なくい。その理由は学費の高さや研究内容の斬新さの不足などが考えられる。平成18(2006)年度に博士課程前期課程のカリキュラムの変更を進めたが、今後は博士課程後期課程のカリキュラムを現在の工学の進展に適合するように変更することが必要である。また、後期課程への進学者の数は、対外的に研究科の研究レベルに結びつくことから、進学者の極めて少ない現状を打破するための方策を真剣に検討する必要がある。

エ 学部基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

工学研究科の教育内容は、工学士課程としての工学部の教育内容との継続性を重視し、これをさらに高度にし、専門性を高めたものが主となっている。科目担当者も基礎となっている学部の科目担当者とはほぼ同じである。この意味では学部から滑らかに連結されており、整合性も取れている。当該学部から入学する学生には抵抗が少なく、より高度な専門性を高めた教育を受けることのできる利点がある。また、他大学等から入学する学生にとっても、比較的普遍性のある教育内容としていることから、馴染みやすいと考えられる。ただ、工学研究科での講義は、学部における講義の大部分を網羅しているわけではなく、学部科目の主要部分を取り出してその専門性を高めるとともに高度化を図っている点が学部と異なる。

なお、平成18(2006)年度から本学工学部の4学科のカリキュラムが変更されている。これに伴い、平成22(2010)年度において、学部と研究科の滑らかな連結が失われる恐れがあるので、慎重な対応が必要となる。また、近年の産業界あるいは世の中の開発・研究動向を考慮すると、学部、研究科ともに研究内容に普遍性を持たせながら絶えず改革することが必要であり、また一方では、個性ある研究内容を学外に積極的に公表していく姿勢が必須である。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

工学研究科の前期課程における教育内容は、工学の幅広い分野にかかわる基礎科目と先端科学技術等での産業における応用を目的とし、各専攻でそれぞれの専門的教育科目が編成されている。各教科の授業内容は科目担当者に一任されており、その内容はシラバスで

確認できる。学生はこれらの多様な科目を自由に選択することが可能で、さらに希望により他専攻の科目も選択できる。前期課程におけるゼミナールや課題研究に関しては、指導教員を中心に、学部教員も含めて複数の教員により行うことが可能で、また同様に修士論文を完成させることもできるため、常時きめ細かな指導が行われる。後期課程ではゼミナール及び課題研究が中心であり、前期課程での経験を生かし、さらに高度な研究の推進と外部発表が自立してできるように適切に指導が行われている。前期課程の教育内容は幅広い基礎科学と工学の分野を網羅しており、各専門に関する基礎的教育内容と工学的応用を目的とした教育内容のバランスは良く、適切である。前期課程修了者の内で後期課程への進学を希望する学生は極めて限られているが、それらの学生は前期課程の研究テーマが継続されるので、専門分野での学識、研究能力が十分養われる。しかし、各専攻においては、種々の分野の専門教育研究がなされているが、科学技術の流れに応じた先端科学、技術に関する教育内容を適宜取り入れることが必要であり、このための教育研究の環境整備が不可欠である。今後、施設設備の近代化を促進し、教育内容の改善を図りたい。

カ 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

博士課程では、前期課程の開講科目と後期課程の研究内容は統一されており、後期課程を目指す大学院生は同一の指導教員の下で、カリキュラム上前期課程から後期課程へ一貫した研究テーマについて、無理なく上級へ向かうように構成されている。前期課程の教育内容は幅広い基礎科学と工学の分野を網羅しており、各専門に関する基礎的教育内容と工学的応用を目的とした教育内容のバランスが良く適切である。前期課程から後期課程への進学を希望する学生は少ないが、その大部分は前期課程での研究が継続されるので、専門分野での学識、研究能力が十分養われる。なお、博士課程における教育内容をより一層充実したものにするためには、教育に携わる教員各自が、貪欲に自らの研究に打ち込むことが、技術の進展著しい工業界に学生を送り出すにあたって最も望まれることである。

キ 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

前期課程を修了した者は、試験に合格すれば後期課程へ進学できる。進学した者は、課題研究とゼミナールを中心に学ぶ。通常は3年間の研究により学位論文を提出することができる。ただし、優れた研究業績を上げた者と工学研究科委員会が認めた場合は、後期課程に1年以上在学すれば学位論文の提出が可能であるがこのような例はまだない。後期課程に通常3年間在学し学位論文を提出するケースが多く見られるが、提出が1年ないし2年遅れる場合もある。提出された論文は、指導教授を含む3名以上の教授が論文審査委員となって審査し、さらに各専攻内で口頭発表される。この過程を経て合格の見通しが得られれば、最終的に学位論文として提出される。さらにその後、公開形式での口頭発表（最終試験と呼ぶ。）が、工学研究科内で行われる。学位論文並びに最終試験が論文審査委員により合格と判定されれば、工学研究科委員会で論文審査委員の主査により審査報告がなされ、審議の後、工学研究科の段階での合否が決まる。最後に大学院委員会で承認を得て博士（工学）の学位が授与される。このプロセスは一般的なものであり、システムとしては

明瞭かつ公平なものである。現在、いわゆる飛び級の制度が存在しているにもかかわらず、適用された修了生が現時点において皆無である。このことに対して学部・博士課程前期課程・博士課程後期課程へと続く学生の進学システムあるいは研究の評価システムを学生の立場を考慮して検討する必要がある。また、学位論文の審査をより厳密に行うためには、論文審査委員に学外からの審査委員（副査）を招聘することが望ましい。この手法は従来もしばしば行ってきたことではあるが、学位評価の透明性を確保する上で制度化する方向で検討したい。

ク 創造的な教育プロジェクトの推進状況

工学研究科においては、現在創造的な教育プロジェクトは行っていない。

(2) 単位互換、単位認定等

ア 国内外の大学等と単位互換を行っている大学院研究科にあつては、実施している単位互換方法の適切性

学部のレベルにおいては、仙台市内の大学と単位互換の協定を結んで活動しており、また英語英文学専攻及び法律学専攻では、他大学の大学院と単位互換の協定を結んでいるが、工学研究科においては、単位互換に関する規程を取り交わしている国内外の大学院は現在のところない。

なお、本学の基本方針として、国際交流の活発化を目指しており、工学研究科としても、積極的に国内他大学の大学院との交流を行っている。また外国の大学ともさまざまな協定を結び、学術交流を盛んに実施している（国際交流の項を参照されたい）。したがって、大学院生レベルでの交流も工学研究科の学術・研究レベルの維持、発展に寄与することが大きいと判断されるので、単位互換の協定の締結に向けての必要な整備も積極的に進めることが必要である。

(3) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

工学研究科の入学にあたっては、社会人に対する入試制度を設け積極的に募集している。前期課程を修了する条件は30単位以上であり、講義学習による単位数は14単位以上である。この単位数は、1年次に習得可能な単位数であり、職業を持ちながら学ぶ社会人大学院生にとって大きな負担とはなっていない。社会人入学者があつた場合には、希望する講義は6時間目（18時30分から20時）に実施し、会社等における業務に支障をきたさないように配慮している。また、修士論文作成に必要なゼミについても、同様の時間に設定し配慮している。以前に、土木工学専攻に1名の社会人枠での入学した学生がおり、上記の配慮のもとに無事修了した。講義における成績、修士論文も、満足すべき成果を収めた。

また、現在も土木工学専攻に社会人枠で入学している学生がおり、順調に学業をこなしている。外国人の入学希望者には、研究科委員会において学力検査の上、大学院委員会の議を経て入学を許可している。留学生に対しては、国際交流委員会のもと「外国人留学生受け入れに関する規程」、「私費外国人留学生授業料減免規程及び同内規」等の規程が定められており、各研究科に学ぶ外国人留学生への配慮がなされている。

また、後期課程の留学生に希望があれば、研究に支障のない時間に、ティーチング・アシスタントとして授業の補助や前期課程の大学院生への助言を行わせている。さらに、本大学院と協定のある大学院生が授業科目の履修を希望するときは、大学院研究科委員会の承認を得て、交換留学生として許可されるが、工学研究科では協定を結んでいる大学院はないことから、現在、交換留学生は在籍していない。

以上のように、社会人、外国人留学生に対して、現行制度のもとで必要とされる配慮を行い、それなりに留学生に対しても温かい目を向けているが、まだ十分であるとは言えない。大学の方針は国際化を重要視しており、このことはキリスト教大学の使命でもある。また、工学研究科は、社会資本を充実させるための基本である技術の重要性を学ぶ場でもあることから、途上国からの留学生に対して今以上に門戸を開き、受け入れる体制を柔軟にさせる必要がある。人数の点からも、学内の様子や研究上のシステムを知り、互いに切磋琢磨する上でも、多くの留学生が在籍することは望ましいと考えている。しかしながら授業料に関して、上記の規程を満たすことは現行では難しく、特に途上国からの私費留学生の入学は困難なことから、授業料への配慮、奨学金の給付が必要である。また、途上国からの私費留学生の宿舍代を含む滞在費の問題は極めて大きな問題であることも認識する必要がある。今後、工学研究科においても、社会人及び留学生の希望が増加するものと考えられ、勉学意欲に富むこれらの人の期待に沿えるように、必要な条件整備（日本語教育、奨学金制度の充実、住居設備の確保手段、社会人外国人留学生の受け入れに伴う担当教員の負担に対する正当な評価、教育課程編成に対する適切な規程の設置など）を考えていきたい。

(4) 生涯学習への対応

ア 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

工学部では、毎年テーマを決め「みやぎ県民大学」において地域住民のためにセミナーを開催している。回数は年によって異なるが年 15 回程度である。しかし、工学研究科独自では、社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究は行っていない。「みやぎ県民大学」への出席者は、若者から高齢者までの広い年齢層で構成されているのでテーマ名は広い範囲を網羅するように考慮されており、一般教養の向上に寄与している。

一方、専門的な知識を習得したい社会人には、この内容では極めて不満な内容であると推察できるので、工学研究科で社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究を行う際は、この点に焦点をあてて行うべきである。その際は、聴講者の希望に合わせたいくつかのコースを用意することが必要である。また、「みやぎ県民大学」では修了証を最後に授与しているが、いわゆる大学の聴講生のような内容で単位取得を認めることを実施

できれば、生涯学習コース（例えばセメスター単位）としての生涯学習の推進にも貢献できる。

(5) 専門大学院のカリキュラム

工学系の専門大学院は、国内外ともほとんど見受けられない。また、社会的にも特に要請される分野がないことから、本学工学研究科においても特に専門大学院を設置していない。

(6) 独立大学院等の教育課程

ア 学部基礎を置かない独立大学院、独立研究科における、下位の学位課程の教育内容・レベルを視野に入れた当該課程の教育内容の適切性

工学研究科には4専攻があり、大学院担当教員は当然学部教員による兼任であることから、現在の各学科の教員組織において独立大学院を設置する人的余裕はない。したがって、現状では工学研究科に独立大学院は設置されていない。しかしながら、現在、産学連携が重要視されており、また起業も国の重点項目になっていることから、工学研究科の平成19(2007)年度大学院カリキュラムには経営工学特論が新設される。したがって、経営工学などの独立大学院を検討することも将来的には選択肢としてあると考える。

(7) 連合大学院の教育課程

ア 連合大学院における、教育内容の体系的・一貫性を確保するための方途の適切性

工学研究科では、現在、いずれの大学とも連合大学院を組んではいないが、現在仙台市近辺の大学が“知が連携する学都仙台”を目指し「学都仙台コンソーシアム」を組み、単位互換などを行っている。したがって、今後その仕組みが大学院レベルへ拡張されれば「連合大学院」が設立される可能性はある。

(8) 「連携大学院」の教育課程

ア 研究所等と連携して大学院課程を展開する「連携大学院」における、教育内容の体系的・一貫性を確保するための方途の適切性

工学研究科は、仙台市宮城野区苦竹にある独立行政法人産業技術総合研究所東北センターと「連携大学院」を結んでいる。以前は、同センターに材料科学分野の研究者が多く在籍していたため材料科学分野の大学院生が進学したこともあるが、組織改編により、現在はメンブレン化学を中心とする環境科学をテーマとする研究拠点となっている。したがって、工学研究科における指導教員のテーマと多少の乖離が見られ、以前ほど工学研究科

にとって魅力的な連携大学院とはなっていない。

大学院生には同センターとの「連携大学院」に進学することは、広い研究テーマから選択できるメリットはあるが、それらのテーマの基礎となる科目設定は現在カリキュラム上には存在しない。しかし、その点を考慮してカリキュラムを設定することはカリキュラムの肥大をもたらす恐れがある。

なお、連携大学院を締結する他の研究機関がないため、現在の連携大学院を維持することはそれなりに重要である。しかし、先方の組織変更によりカリキュラム上で齟齬が起こる可能性があるため、その点を考慮して今後の連携大学院を考える必要がある。

(9) 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

前期・後期課程ともに大学院学則第 12 条別表 1 に「授業科目、単位数及び履修方法」を定め、同表の「履修方法」に単位習得方法を細かく定めている。同第 13 条に「大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導（以下『研究指導』と言う。）」によって行うことを明記している。具体的に研究指導の内容は工学研究科委員会が定め、授業科目の履修の指導及び研究指導を行うために指導教員を定めている。学生は学年の初めに指導教員の指示に従い履修科目を研究科長に提出する。時間割には研究指導の時間が記入され、学生は研究指導を受けることを保証されている。学位論文の指導については前期課程では 2 年次初頭に論文題目届を提出し、必要な研究指導を受けた上で修士論文を提出する。後期課程では指導教授の指導のもとに必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出する。上記のことは大学院で広く採用されている教育課程の展開及び研究指導の方法で、格別の問題は見られない。また、入学者数と前期課程修了者もほぼ対応しておりその点においても問題は見られない。課程博士取得者もほぼ一定数あり教育・研究指導は十分にその成果を上げている。しかし、個別の事例を見ると、一指導教員当たりの学生数が多すぎる例もあり、十分な研究指導時間を取ることができないなどの弊害も懸念される。今後は、一指導教員当たりの担当学生数を限定し、類似の分野で学生を調整して指導することが望まれる。

イ 学生に対する履修指導の適切性

前期課程については、履修方法を「2 年以上在学して、授業科目についてカリキュラム表から 30 単位以上を修得する。修士論文は必要な研究指導を受けた上で提出する」とことと定めることにより、十分な研究指導が行えるように配慮している。後期課程については、履修方法を「3 年以上在学して、博士論文は指導教授の指導の下に必要な研究指導を受けた上で提出する」とこととしている。履修する授業科目の選択は指導教員の指導を受けて行い、学習内容に不足及び偏りが生じないように配慮している。

上記のことは大学院で広く採用されているカリキュラムの趣旨・内容を具体的に実現するための研究指導方法で格別問題は見られない。履修科目数は最低単位数を上回ることが

多く、また広い分野の授業科目を履修する意欲を引き出ししており研究指導は十分に成果を上げている。しかし、個別の事例を見ると、狭い範囲の授業科目で必要科目数のみ履修する例もあり、多方面の知識を必要とする分野で活躍できるか懸念される。したがって、授業科目の選択にあたってはこれまで以上にカリキュラムの趣旨・内容を説明する必要がある。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

指導教員はゼミナール（6単位）、課題研究（10単位）を通して個別的な研究指導を行っている。このほかに指導教員が担当する授業科目を必ず履修させ必要な専門知識の理解を深めさせている。ゼミナールでは研究テーマに関連の深い文献、学術研究論文に目を通し、それらの要点をまとめ、それを関係の深い学生等に発表をすることによって理解を確実なものにさせている。課題研究では研究テーマについて研究計画の提出、研究の進捗の報告と議論、不足部分の補充、研究計画の修正などを適宜行い、着実な成果が得られるよう指導している。課題研究についての研究成果の関連学会での発表及び関連学会誌への投稿、さらに年2回開催される学内の環境防災工学研究所主催の研究発表会での口頭発表、工学研究報告への投稿が行えるよう指導している。

上記のことは大学院で広く採用されている指導教員による個別的な研究指導方法で格別問題は見られない。課題研究の成果を発表、投稿することは外部者の日から討議を通して研究内容の水準を次第に高めていくことに役立っている。大学院生の工学研究報告への投稿には奨励をする意味から報奨金を支給している。また、学会参加関連の旅費は、現在、学生一人当たり国内発表、国外発表、学会参加及び資料収集ともに年1回補助されており、おおむね評価できる。なお、学生の学会参加にかかわる旅費等の経費は以前と比較して格段に改善されたが、大学院生が独自に研究を続行できる機器備品をさらに確保できるよう配慮すべきである。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

工学研究科においては、基本的には複数指導制はとっていないが、前述したように研究内容が他の分野にまたがり、他の教員の指導を受けたときには、学位論文審査会では、副査という立場での論文内容判定時への参加を認めている。

一般的に研究テーマは学際的になってきていることもあるので、工学研究科における複数指導制の採用に伴う優劣を検討する時期にきている。また、今後は複数指導別の下で作成された論文についてはその貢献度を明確にすることも必要となろう。

オ 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

環境防災工学研究所では年2回教員の基調講演の後、主として大学院対象の研究発表会を行い、大学院担当教員と大学院生らが出席し、研究内容について討論を行っている。また、工学会では年数回種々の分野の専門家を招聘し学術講演会を開催している。これらの

行事を通して教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させていると考えている。ただし、企画によっては参加者数にばらつきも見られることから、企画に対する評価が必要である。

カ 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望が提出された際、その申し出に対応するための規定化されたシステムは存在しないが、指導教員あるいは専攻主任から大学院担当事務及び工学研究科長を通して対処している。なお、全専攻では、学部での指導教員と大学院での指導教員を異にすることが認められ、自由に指導教員を選択できる仕組みとなっている。この点が大学院入学者に普遍的に知られているかは不明なところであり、学生本人の進路にかかわることであるので、今後ルール化された対処方法を制定する必要がある。

2. 教育方法等

(1) 教育効果の測定

ア 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

各科目の履修効果については、筆記試験、レポートもしくは課題に対するプレゼンテーションなどにより評価される。この評価は各担当者独自に任せられているが、大学院教育の専門性を考えた場合妥当と考えられる。また、前期課程での各専攻に対する評価は、基本的には修士論文とその発表における質疑応答に基づく評価の形式が取られている。この発表会は各専攻ないしは研究領域ごとに分けて一人につき50分（発表30分 口頭試問20分）をかけて行われている。また、修士論文には発表論文、発表講演を記載するページが設けられ、国内外で開催された研究会、会議における発表を正當に評価する制度も導入されている。これは学内だけの評価だけでは客観性を欠くとの判断に基づくものである。

このような評価方法は、院生のその研究に対する理解の深さを別の観点から評価できるが、学会などの外部発表は本来、院生の専攻に対する評価を目的としていないため、あくまでも評価の補助手段としての利用にとどまる。今後はこれを積極的に取り入れることで更なる教育効果の向上が期待される。また、後期課程の学生についても基本的には同様であるが、前期課程に比して一段と高いレベルでの評価が行われる。

イ 修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

機械工学専攻では、博士課程前期課程（修士課程に相当）修了者は、平成16(2004)年3月から平成18(2006)年3月まで（平成15[2003]年度7名、平成16[2004]年度8名、平成17[2005]年度1名）16名であった。このうち民間企業就職者は14名であった。なお、この間の博士課程後期課程（博士課程）修了者はいない。

電気工学専攻では、平成 16 (2004) 年 3 月から平成 18 (2006) 年 3 月まで（平成 15 [2003] 年度 12 名、平成 16 [2004] 年度 9 名、平成 17 [2005] 年度 8 名）29 名であった。このうち民間企業就職者は 28 名であった。なお、この間の博士課程後期課程（博士課程）修了者はいない。

応用物理学専攻では、博士課程前期課程修了者は平成 16 (2004) 年 3 月から平成 18 (2006) 年 3 月まで（平成 15 [2003] 年度 3 名、平成 16 [2004] 年度 6 名、平成 17 [2005] 年度 6 名）15 名であった。このうち民間企業就職者は 9 名、後期課程進学者は 1 名であった。なお、この間の博士課程後期課程（博士課程）修了者はいない。

土木工学専攻では、平成 16 (2004) 年 3 月から平成 18 (2006) 年 3 月まで（平成 15 [2003] 年度 21 名、平成 16 [2004] 年度 13 名、平成 17 [2005] 年度 10 名）44 名であった。このうち民間企業就職者は 31 名、後期課程進学者は 1 名であった。なお、この間の博士課程後期課程（博士課程）修了者はいない。

ウ 大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

平成 15 (2003) 年 3 月から平成 18 (2006) 年 3 月までの期間に大学教員として採用されたものはいない。大企業の研究開発業務に採用されたものはかなりいるが、卒業後の動向を正確にチェックする制度が現在存在しない。

(2) 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

博士課程前期課程修了のために必要な単位数は、ゼミナール（6 単位）、課題研究（10 単位）を含め 30 単位である。したがって、科目履修での必要単位数は 14 単位（7 科目）であり、院生は各専攻にあわせて必要な単位を選ぶことができる。各科目における専門的な能力を習得できているかどうかは、試験、レポート又はプレゼンテーションなどにより各担当者が総合的に検証し評価している。開講科目の履修がセメスター制のため、大学院指導教員全員が半年の講義を担当することになる。教員数が少なく、それでいて分野は多岐にわたっているため、受講する院生は自分の分野とは異なった内容の講義を受講せざるを得ない状況が生じている。このことは幅広い知識の習得という観点からは好ましいと考えられるが、専門的な能力の習得という点からは問題が残る。この点からそれぞれの分野に応じて科目を選択できるように講義科目を増やす必要がある。現在、他専攻での科目履修を増やす方向の検討が進められており、今後は他大学院との単位互換制度、企業との連携大学院制度や院生のインターンシップの充実も考えていく必要がある。

(3) 教育・研究指導の改善

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

工学部では、今日に至るまで組織的に教育改善に取り組みながら学部改革を進めてきている。現在はこの改革が工学研究科の教育研究にとって望ましい効果を及ぼすように、常に自己点検・評価を行いながら、大学院教育に相応し体系化された教育課程の構成を目指して改革を試行中である。工学研究科委員会においては、これまでに教育課程の編成や教育課程の実施・運用に関して、次のような検討を行ってきている。すなわち、工学研究科の専任教員は、学部教員が兼務しているので、それを補うために非常勤講師や国立研究機関との連携大学院等による客員教授の参加により充実を図っている。

また、工学研究科全体に共通する専門基礎講義や客員教授による特別講義を開設したり、関連科目として他専攻の科目から2科目4単位（平成19[2007]年度から、4科目8単位の予定）まで履修可能な制度を設けるなど、少ないスタッフで教育効果を向上させる工夫を行っている。研究指導に関しては、他大学研究機関や公的研究機関等との共同研究を行うことで、先端分野の研究の活性化と大学院生の研究へのモチベーションを高めるような措置を講じている。また、大学院として独自に行っているわけではないが、大学のFD推進委員会における講習会等への参加や在外及び国内研修制度により、教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組みが行われてきている。今後さらにこのような委員会活動を効果的なものにすることや研修制度の活用等が進めばより大きな効果が期待できる。

イ シラバスの適切性

大学院要覧は全研究科の内容を一冊にまとめて編集しており、この中にシラバスが掲載されている。工学研究科においては、他の研究科に先駆けて授業計画や評価方法も取り入れたスタイルでシラバスを掲載している。工学部のシラバスは、平成14(2002)年度からは、日本技術者教育認定機構への認定にも対応可能なようにシラバスの中に到達目標や準備のための学習等についても示しており、目標を明確にし、計画的に学習させるように改善を図っており、適切に機能していると言える。工学研究科においても、同様に到達目標や準備のための学習等を明記し、大学院生の講義に対する方向づけを行うよう改善されている。しかし、工学研究科の大学院要覧については、シラバス形式で授業計画や評価方法が記載されているが、ゼミナールはまだ講義内容の記載にとどまっているので、今後は講義計画も取り入れることが望まれる。また、現在のところ大学院生を対象にしたシラバスの適切性についての検討は特に実施されてはいない。しかしながら、少人数の利点を生かして講義内容やシラバスの適切性について一部教員と学生との間ではフランクな意見の交換がなされている。今後は組織としてシラバスの適切性について評価を実施することが望まれる。また、全大学院的のシラバスの形式統一や、シラバスの電子ファイル化とホームページへの公開なども望まれる。

ウ 学生による授業評価の導入状況

大学院生による授業評価は、院生数も少ないことから現在のところ組織的には実施されておらず、担当教員に委ねられ、一部の教員ではあるが、少人数の利点を生かして学生と

の授業内容についての意見交換は行われている。今後、大学院にも学生による授業評価を取り入れていく必要がある。

3. 国内外における教育・研究交流

ア 国際化への対応と国際交流の推進に関する基本方針の明確化の状況

例えば、機械工学専攻では教員各自がその重要性を認識し、海外での国際会議における論文発表に努めている。また、機械創成工学科（現・機械知能工学科）と機械工学専攻が中心となって推進してきた韓国の大仏大学校（Daebul University）との交流が進展し、平成 15 (2003) 年 10 月 10 日に国際交流協定が正式に調印された。しかしながら、国際化への対応と国際交流の推進は重要課題であり、さらに進展させる努力が必要である。また、応用物理学専攻では客員教授の招聘による「国際学術交流」を中心に展開している。ここ 3 年間では、ロシア共和国（2 名）、ウクライナ共和国、ブルガリア共和国、台湾から、合計 5 名を各研究科に受け入れている。今後、アジア諸国も含めた多くの国際学術交流を活発に推進するよう努力している。

イ 国際レベルでの教育研究交流を緊密化させるための措置の適切性

「学生の海外留学」は、特に大学院生を対象にした交換プログラムがないため、学部生対象の海外留学プログラムを利用しているほか、休学してイギリスや中国などに留学しているのが実情である。「外国人留学生の受け入れ」については、平成 18 (2006) 年度は国費留学生 2 名を含め 5 名となっているが、工学研究科においては長年、中国からの現職の大学教員を留学生として迎え入れ、修士あるいは博士の学位取得のために研究指導を行った実績がある。彼らは現在母国で後進の教育と研究に活躍している。

各研究科は、規定により客員教授をそれぞれ年間 1 名ずつ招聘することができ、今後はこの制度をさらに活用することが望まれるが、同時に宿舍の確保など、本学での受け入れ体制を整備することが必要である。また、大学院生の交換も可能となるような協定を締結することも必要である。留学生の受け入れに関しては、大学院に在籍する私費留学生に対して授業料の 70% までの減免を実施しており、これは国際交流の促進に役立っている。

国際交流を推進するための組織については、現在のところ特に大学院を視野に入れた委員構成とはなっていないため、この点で組織上の見直しを進める必要がある。また、その組織の見直しにあたっては、手続きの簡素化、意思決定の迅速化などを考慮する必要がある。これらにより、大学院レベルでもより活発な国際学術交流と学生交流が展開されることが期待できる。

ウ 国内外の大学院間の組織的な教育研究交流の状況

工学研究科では、国内外の大学院間の教育研究交流は単発的に行われているが、組織的には行われていない。今後、教育研究の活性化からも国内外の大学院間の交流に努めるべ

きと考えている。

エ 外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

本学の外国人研究者の受け入れ体制は、客員教授の招聘による「国際学術交流」及び本学の教員の個人的ルートにより行われている。しかし、受け入れの予算額や宿舍等の問題があり、活発に行われていないのが現状である。今後ますます国際協力が必要であることから、国際交流協定締結校の拡大を含めて、これらの問題を早急に改善されることが望まれる。

オ 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

国内外における教育研究の成果は、学術雑誌への投稿、国際会議での発表、単行本として出版している。また、技術開発は、特許申請や企業と連携して製品化するなどで行われている。今後ますますこれらの発信が増加するよう努めることが望まれる。

4. 学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

ア 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

工学研究科においては、次の表に示すように過去5年間において論文博士7名、課程博士6名、修士164名に対して学位を授与している。学位授与の審査基準は、まず学則で述べられている理念及び各専攻の教育目的を十分理解しているかを基に、工学に寄与する内容であること、テーマの設定が独創的なものであること、さらにそのテーマが理解しやすい形で表現されているかの3点を検討した上で、授与の可否を判定している。

授与方針・基準は厳密なものであり、特に問題はないものと判断している。

専攻	学位	平成13 年度	平成14 年度	平成15 年度	平成16 年度	平成17 年度
機械工学	修士	8	3	7	8	1
	博士(課程)	0	0	0	0	0
	博士(論文)	0	0	0	1	0
電気工学	修士	11	10	12	9	8
	博士(課程)	0	1	0	0	0
	博士(論文)	1	0	0	0	1
応用物理学	修士	8	5	3	6	4

	博士(課程)	1	1	1	1	0
	博士(論文)	1	1	0	0	0
土木工学	修士	11	11	16	13	10
	博士(課程)	0	0	1	0	0
	博士(論文)	1	0	1	0	0

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

工学研究科における修士論文の審査は、それぞれの専攻において、大学院担当教員全員の出席の下で 50 分にわたって発表と口頭試問を行っている。したがって、研究分野の異なる視点から学位審査に対して合否判定にかかわる意見を述べる機会が与えられている。また、博士論文の審査は、修士論文と同様の環境の下で 1 時間を用いて発表と口頭試問を行っている。博士論文においてもその手続きは基本的には修士論文と同様であるが、博士の授与方針としての客観性を維持するために、審査つき論文を 3 編以上外部に公表していること及び外国語による発表を行っていることを最低条件としている。最終的には、研究科委員会で指導教員が論文審査の報告を行い、審議の後、全員の投票で提出者個別に厳正かつ公平に合否を決定している。したがって、透明性・客観性という意味では適切な運営が行われていると考える。

ウ 学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

例えば、機械工学専攻では平成 14 (2002) 年度（平成 15 [2003] 年 3 月）博士課程前期課程 1 名が連合大学院の提携先である現在の独立行政法人産業技術総合研究所東北センターの客員教授に論文審査における副査として研究指導を受けている。また、平成 14 (2002) 年度（平成 15 [2003] 年 3 月）から平成 17 (2005) 年度（平成 18 [2006] 年 3 月）までの間に、博士課程前期課程 6 名が本学大学院以外の研究機関の研究員に論文作成にかかわる課題研究の指導を受けた。

他専攻においても詳細は省略するが、他大学の専門教授の出席のもとで審査会が実施されている事例があるほか、副査として参画してもらうことも少なくない。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

工学研究科では、大学院入学試験の面接試験で日本語能力の確認を行い、入学を許可しているので、留学生に学位を授与するにあたり特に日本語指導等は講じていない。しかし、今後大学院入学試験のあり方も含めて日本語指導等の検討も必要と思われる。

(2) 課程修了の認定

ア 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切

性、妥当性

学則に標準修業年限未満で修了することを認めているが、従来その実例はない。現在博士課程前期課程を1年半で修了し、修士（工学）の学位を取得できるよう学則等の改正も検討中である。

人間情報学研究科

1. 教育課程等

(1) 大学院研究科の教育課程

ア 大学院研究科の教育課程と各大学院研究科の理念・目的並びに学校教育法第65条、大学院設置基準第3条第1項、同第4条第1項との関連

人間情報学研究科の教育課程は、「キリスト教による人格教育を基礎として、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、広く文化の進展に寄与する」（大学院学則第1条）という教育理念・目的を実現する上で適切な水準を維持しており、学校教育法第65条に準拠したものである。

まず、本研究科博士課程前期課程は大学院設置基準第3条第1項に従い、広い視野に立った学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業に必要な高度の能力を養うことを目的としている。それは母体である教養学部の組織を基礎として、研究領域はコア科目群と基礎科目群の2群からなり、前者は社会情報学、行動情報学、生命・情報学の3領域から、後者は1群に教育学、哲学、倫理学、宗教学、文化人類学、民俗学、2群に数学、物理学、化学、地学、情報学の二つの群からなっている。学生は社会、行動、生命・情報の領域の一つをコアとして、主たる専門とし、この専門を支える基礎学科目群の支援を受けて、学際的教育の実をあげている。

前期課程の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上を修得して、必要な研究指導を受け、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格して、修士（学術）の学位が授与されている。平成8（1996）年、後期課程の設置に伴い、修士課程を博士課程前期課程と改称した。

後期課程は大学院設置基準第4条第1項に従い、専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を養うことを目的としている。後期課程では、学生の研究課題に即して複数の指導教員が配置され、演習を主とする教員間の緊密な連絡の下に指導されている。課程修了は3年以上在籍し、博士論文を提出し合格することになっている。

1年次の演習は博士論文作成のための基礎作りとして基本的な知識の習得に主眼を置いている。2年次の演習は最新の技術・方法論の修得に主眼を移し、3年次では論文の作成の作法などの指導を主眼としている。

本研究科の教育課程は、本研究科の理念・目的から見ても妥当なものと考えられる。また学校教育法第 65 条（大学院の目的）、大学院設置基準第 3 条第 1 項、同第 4 条第 1 項の精神に照らして適切妥当なものとして評価されよう。

特に発足から 12 年を経過して教員の逐年退職に対応し、教養学部より研究業績のある若手の教員を任用することにより、各コアの人事の補充及び拡充を行ってきた。

イ 「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という修士課程の目的への適合性

前期課程の修了要件は、2 年以上在学し、30 単位以上を修得して、必要な研究指導を受け、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格する必要がある。その中で、所属するコア科目群の必修 4 単位と指導教員による演習 8 単位（2 年継続）は必ず修得しなければならない。

「広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又は高度の専門性を要する職業等に必要な高度の能力を養う」という前期課程の目的に適合するように十分な科目を配置し、高度な教育内容を提供している。

ウ 「専攻分野について、研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的への適合性

3 年以上在籍し、12 単位（演習 8 単位、論文指導 4 単位）以上を修得し、指導教授の指導の下に必要な指導を受けた上、博士論文を提出することになっている。1 年次の演習は博士論文作成のための基礎作りとして基本的な知識の習得に主眼を置いている。2 年次の演習は最新の技術・方法論に主眼を移し、3 年次では論文の作成の作法などの指導を主眼としている。

「研究者として自立して研究活動を行い、又はその他の高度に専門的な業務に従事するのに必要な高度な研究能力及び基礎となる豊かな学識を養う」という博士課程の目的に適合するように、主に指導教員を中心とした集団指導体制によって専門的研究を進め、研究者として自立できるような指導が適切に行われているものとする。

エ 学部に基礎を置く大学院研究科における教育内容と、当該学部の学士課程における教育内容の適切性及び両者の関係

現在の本研究科の教育内容は、教養学部の言語文化学科を除く人間科学科、情報科学科、地域構想学科の 3 学科の教育内容をさらに発展させたカリキュラムが設定されている。学部の講義に特論、特講が付されているのは、それを反映するものである。コア科目群は、社会情報、行動情報は人間科学科の社会学、心理学のスタッフが中心となっている。生命・情報コア科目群は、情報科学科の生物・生理学、情報学のスタッフが中心となっている。地域構想学科の自然地理、人文地理のスタッフは、前者は基礎学科目群 2 群、後者は社会

情報コア科目群に配置されている。

行動情報は人間科学科の心理学と教育学、社会情報は社会学と社会教育学のスタッフが担当、生命・情報は情報科学科のスタッフが担当、地域構想分野は、地域構想学科のスタッフが担当している。ただし地域構想分野は現在専修する学生は不在で、平成 19 (2007) から入学者が来る。問題点は言語文化学科の卒業生の進学先の受け皿が用意されていないことである。

平成 21 (2009) 年度を目途に 2 専攻に改組を計画しているが、言語文化関係の分野は当分の間まとまった形で加わる予定をしていない。言語文化の哲学、人類学のスタッフが基礎学科目群に加わる予定なので、不十分ながらその緒を就けたとも言える。

オ 修士課程における教育内容と、博士（後期）課程における教育内容の適切性及び両者の関係

前期課程の教育内容に基づくカリキュラムを履修した学生は、必要な科目の修得を終えており、また修士論文の作成を通して、研究テーマも固まりつつあるものと考えられる。後期課程では、その研究テーマをさらに絞り込み、専門性の高い研究を展開し、博士論文の作成に努めることになっている。

上記の現状は、それぞれの課程における教育内容の適切さの観点から妥当と判断され、格段の問題点はない。

カ 博士課程（一貫制）の教育課程における教育内容の適切性

前期課程の演習、特論又は特講と後期課程の演習・論文指導は、教育内容において一貫性を持って関連しており、5 年間の過程の教育内容は極めて整合的に設定されている。ただし、前期課程で指導を受けた教員が教授でない場合には、後期課程で引き続き研究を継続する場合には、学問分野が近い教授が主指導教員となり、従来の教員は副指導教員になる体制を敷いている。

キ 課程制博士課程における、入学から学位授与までの教育システム・プロセスの適切性

本学学位規程によれば、修士の学位は、博士課程前期課程の修了の認定を得た者に授与し、博士の学位は、博士課程修了の認定を得た者に授与することになっている。後期課程退学者の課程博士申請に伴う再入学も認められている。後期課程入学資格として、本研究科の前期課程を修了していることは要件としない。他大学の前期課程修了者も入学できる。

ク 創造的な教育プロジェクトの推進状況

本研究科では現在そのようなプロジェクトは行っていない。

(3) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

社会人学生が多いので、その便宜を考慮して昼夜開講のほかに土曜日開講を行っている。
外国人留学生は、現在、ベネズエラからの国費留学生が1名後期課程に在籍している。
英語会話を主要言語として、3名で集団指導にあたっている。

昼夜開講は、昼間に学部講義・ゼミも担当している関係で、教員の負担は大きい。しかし大学院生向けの講義、ゼミは受講学生の人数も少なく、集団指導なのでさほど過重にはなっていないように思われる。

大学院進学者の開拓は、これまでの研究者養成コース、高度専門職業人コースのほかに、一般教養的学習コース、現職教員の専修免許取得コースなどの設置が考えられる。後者の進学者の便宜のために、現職社会人が勤務を終えたあと履修が可能なように、現在の泉キャンパスでの開講だけでなく、仙台市の中心部にある土樋キャンパスに、大学院サテライトキャンパスの開設も検討に値する。

(4) 生涯学習への対応

ア 社会人再教育を含む生涯学習の推進に対応させた教育研究の実施状況

主に前期課程であろうが、リカレント教育を受けるために入学してくる学生の前例がないので、取り組み体制は整っているとはいいがたい。

(9) 研究指導等

ア 教育課程の展開並びに学位論文の作成等を通じた教育・研究指導の適切性

博士前期課程の修了要件は、2年以上在学し、30単位以上を修得して、必要な研究指導を受け、修士論文を提出して、その審査及び最終試験に合格して、修士（学術）の学位が授与されている。後期課程では、学生の研究課題に即して複数の指導教員の下で指導を受けながら博士論文を提出し、その審査及び最終試験に合格して博士（学術）の学位が授与される。

現行指導体制が有効に機能している結果、平成18(2006)年現在で、博士学位取得者13名、修士学位取得者は76名を数えている。しかし、課程博士学位取得者が所定の3年でなく、それ以上を要していることや、限度の6年で取得できず、満期退学をしている学生が多い現状を鑑みると、後期課程に問題がないわけでもない。それは、研究教育指導面に問題があるというよりも、学生自身が本務と兼務して勉学していることとか、学位論文の申請要件の一つ、レフリー制の学会誌への掲載をなかなかクリアできないことがその根源にある。

文学研究科アジア文化史専攻から、地理関係のスタッフが本研究科に移籍するのを契機に、1専攻を2専攻に改編する計画である。その機会を利用して、学生の履修に供する新

しいカリキュラムの再編とスタッフを大幅に拡充する予定である。

イ 学生に対する履修指導の適切性

新入生に対しては、新入生オリエンテーション・ガイダンスを、在學生に対しては、在學生オリエンテーション・ガイダンスを4月の授業開始直前に実施している。またシラバスに、講義の目的、毎回の講義内容、成績評価判定を記載し、周知徹底に努めている。

前期課程については、基礎学科目群を除いて、専門科目は教員と学生が1対1で対応しているので、きめ細かい指導が行われているものとする。また前期課程の演習、後期課程の演習、論文指導は、複数の教員によるチーム指導なので、効果が上がっているものと考えられる。

ウ 指導教員による個別的な研究指導の充実度

博士前期課程、後期課程とも、毎年1月締め切りで、本研究科紀要（人間情報学年誌）に投稿を義務づけている。修士論文提出者は、修士論文の圧縮版かハイライト部分を掲載し、博士前期課程、後期課程在籍者は、1年間の研究の中間成果を発表し、特に後者は、これに掲載された論文を学会誌の投稿の準備に活用している。

博士後期課程については、博士論文提出の資格要件として、博士課程在籍2年を経て、博士論文提出の1～半年前までに、中間審査をパスすることと、レフリー制の学会誌への掲載1本とその他雑誌への掲載1本、計2本の掲載が設けられており、この要件をクリアした者が提出できることになっている。後期課程の学生は、指導教員と連名で『人間情報学研究』に投稿掲載できる。

課程博士修了希望者の学位論文提出のための在籍期間延長が多いのが問題であるが、社会人のため、頻繁に教員の指導を仰ぐ時間がとれないことが関係しよう。

後期課程2年修了時に博士論文の研究のための中間審査を行っていたが、その1年後に論文の提出がかなわないことが多々あるので、学位論文提出の1年前までの中間審査を、半年前でも可に、2年前から制度を改めた。

エ 複数指導制を採っている場合における、教育研究指導責任の明確化

博士前期課程、後期課程とも、演習、論文指導を3人の集団指導体制をとっている。

主指導教員を中心に、副指導教員が補佐する形で、定期的に指導が行われている。特に2か月に1度の間隔で発表する合同演習では、前期課程、後期課程の学生が、普段顔合わせや指導を受けない教員から有益な意見や指導を受ける貴重な機会となっている。また副指導教員が実質主指導者である場合にも、教授が主指導の形をとり、副指導教員の指導内容に目配りが利く形になっている。

オ 教員間、学生間及びその双方の間の学問的刺激を誘発させるための措置の適切性

上記（９）エに記載の合同演習では、学生の報告に際して事前にチーム指導にあたって
いる教員たちの前で発表の予行が行われ、指導教員にとっても、他の教員からの評価コメ
ントが気になる仕込みになっている。そのほかに、学生の報告が非番のときには、教員自
身が話題提供や学会報告の予行演習をして学生に手本を示したり、他大学での研究会、学
会に同行して聴取させたり発表させて、刺激を与えるように努めている。

カ 研究分野や指導教員にかかる学生からの変更希望への対処方策

他学部、他大学の出身者の場合、入学時に計画していた研究テーマからの変更や前期課
程１年を経て、修士論文の構想が明確化して指導教員の変更を希望するケースが散見され
る。できるだけ学生の希望に応じる方向で対処している。３人によるチーム指導体制が、
同じチーム内での他の教員に主指導者を変更することを容易にしていると言える。ただし、
後期課程の同様ケースの場合には、学生の方が自分の希望に合う研究科を求めて退学する
ことが多い。

２．教育方法等

（１）教育効果の測定

ア 教育・研究指導の効果を測定するための方法の適切性

各教科の履修効果については、各担当者が課す筆記試験もしくはレポートの成績によっ
て評価されるが、70 点台はめったになく、おおむね 80 点台である。前期課程での研究指
導効果は、基本的には修士論文の口述試問と論文の中身、公開の発表会でのプレゼンテー
ションと質問に対する受け答えで評価される。これも 70 点台はめったになく、おおむね
80 点台、ときには 90 点以上のこともある。

後期課程は演習と論文指導が評価の対象であるが、前者は学内の合同演習や学会で発表
する内容と１年間の研究成果をまとめた報告論文の出来が、後者はレフリー制のある掲載
誌への投稿と掲載までの経過が評価の目安となる。特に後者は掲載まで時間がかかり、研
究指導の力量が客観的に試されている心境である。この関門がクリアできなくて、博士後
期課程を中退する者もいる。学会誌にも難易度に関きがあるので、無条件に客観的指標と
は言えない面もある。

イ 修士課程、博士課程修了者（修業年限満期退学者を含む）の進路状況

博士前期課程修了者

平成 18 (2006) 年度	現職復帰 2 名、民間就職 2 名
平成 17 (2005) 年度	後期課程進学 1 名、不明 1 名
平成 16 (2004) 年度	専門学校非常勤講師 1 名、民間就職 1 名
平成 15 (2003) 年度	後期課程進学 1 名、民間就職 2 名、現職復帰 1 名

平成 14 (2002) 年度	後期課程進学 1 名、現職復帰 4 名、高校教員 1 名、不明 1 名
平成 13 (2001) 年度	後期課程進学 1 名、他大学研究科進学 1 名、本学非常勤講師 1 名、現職復帰 3 名、不明 2 名
平成 12 (2000) 年度	現職復帰 1 名、不明 2 名
博士後期課程修了者	
平成 17 (2005) 年度	現職復帰 1 名
平成 15 (2003) 年度	現職復帰 3 名
平成 14 (2002) 年度	現職復帰 2 名
平成 13 (2001) 年度	現職復帰 1 名
平成 12 (2000) 年度	現職復帰 3 名
博士後期課程満期退学者	
平成 18 (2006) 年度	現職復帰 1 名、大学非常勤講師 1 名
平成 17 (2005) 年度	大学非常勤講師 1 名、専門学校非常勤講師 1 名
平成 16 (2004) 年度	他大学研究科転学 1 名
平成 15 (2003) 年度	現職復帰 1 名
平成 14 (2002) 年度	研究機関就職 1 名
平成 13 (2001) 年度	現職復帰 1 名、不明 1 名

不明は修了時未定で、その後の状況を把握できないものである。

前期課程修了者は、後期課程進学者、現職への復帰の社会人のほか、一般企業への就職である。不明のものが定職に就けていないものと思われる。後期課程修了者は、すべて現職の大学教員である。現在のところ博士学位を取得しながら、未就職の者はいない。後期課程満期退学者の中には、非常勤講師で生計を立てながら、学位取得（論文博士、もしくは復学して課程博士）を目指している者も少なくない。

ウ 大学教員、研究機関の研究員などへの就任状況と高度専門職への就職状況

上記（１）イに記載のように、後期課程修了者はすべて社会人のために就職開拓の心配がなかったが、今後一般学生で後期課程修了者が出た場合、新たな就職口の開拓が要求されよう。満期退学者に博士学位取得を目指している者がおり、同じ事情である。

（２）成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

前期課程については、演習については集団指導にあたっている教員の合議で評価をしている。講義については、担当教員が単独で採点している。

（３）教育・研究指導の改善

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

大学院については、学部のようなファカルティ・ディベロップメントは試みていない。

イ シラバスの適切性

前期課程の学生が受講する講義については、半年ないしは1年間の講義内容をシラバスに記入するように、大学院教務から指導しているが、必ずしも徹底されていない。また受講生が、1名の場合は、学生との相談の上で、シラバスとは異なった内容が教授されているようである。

修めたい分野の教員が少ない場合の学生において、他分野の専門的な内容が高度過ぎることが事の発端になっているので、分野のカリキュラム、スタッフの拡充に取り組んでいるところである。また行動情報、社会情報分野の学生が、卒業要件を満たすために、数学、情報系の自由科目群から履修しなければならない事情もあるので、改組を機にカリキュラムの見直しを考えている。

ウ 学生による授業評価の導入状況

本研究科においては、分野の必修科目を除いて、マンツーマンか少数での授業なので、授業評価は導入していない。

エ 外国人研究者の受け入れ体制とその運用の適切性

平成19(2007)年度本研究科で初めてネパールの研究者1名を客員教授として迎える。申請者が海外で共同研究をしている仲間であり、彼の個人的なサポートに依存するほかない。申請者は移籍前の他研究科時代にも、客員研究員を迎えており、経験者である。

オ 教育研究及びその成果の外部発信の状況とその適切性

研究科の教員の研究成果の発信機会としては、年3回発行の『教養学部論集』と教養学部付置の人間情報学研究所年1回発行の『人間情報学研究』がある。後者は国内の420の大学その他の機関に送付している。

4. 学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

ア 修士・博士の各々の学位の授与状況と学位の授与方針・基準の適切性

平成17(2005)年度までの4年間における前期課程と後期課程の学位授与者数は下記のとおりである。

	平成 14 年度	平成 15 年度	平成 16 年度	平成 17 年度	平成 18 年度
修士	7	4	2	2	4
満期退学	1	1	1	2	2
課程博士	2	3	—	1	—
論文博士	—	—	—	—	—

学位の授与方針・基準については、本学大学院学則により、「前期課程の学位論文は、広い視野に立った精深な学識及び専攻分野における研究能力を証左するに足るものでなければならない」（第 15 条の 2 第 1 項）、「博士課程の学位論文は、専攻分野について研究者として自立して研究活動を行うのに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を証左するに足るものでなければならない」（第 16 条の 2 第 1 項）と定められている。

大学院学則の上記規定は、大学院設置基準第 3 条 1 項、第 4 条 1 項に則したものである。その運用方針も適正なものとする。

後期課程 3 年在籍者が、平成 14 (2002) 年度 11 名、平成 15 (2003) 年度 9 名、平成 16 年 (2004) 度 8 名、平成 17 (2005) 年度 8 名で、その中から課程を修了できたものが上記の表の数である。3 年の課程を 6 年在籍するものがほとんどである。それで博士論文を提出できなかったものが満期退学を選択している。博士論文提出の資格要件のハードルが高いのか、博士論文審査基準のハードルが高いのか、論文博士は、満期退学者の何人かから提出されたことがあるが、受理の段階で停止し、審査委員会を発足させて認められなかったケースは今までにない。

イ 学位審査の透明性・客観性を高める措置の導入状況とその適切性

修士論文については、主指導教員が主査を務め、同じ研究領域の副指導教員 2 名が副査となり、審査基準に基づいて厳正に審査がなされる。その審査結果は研究委員会に報告され、そこで合否が判定される。

博士論文については、審査委員委嘱のための研究科委員会が開催される前日と前々日の 2 日間にわたり、提出された論文を研究科委員会構成員全員の閲覧に供される。研究科委員会においては、まず提出された論文の受理の可否を諮り、受理が承認されたのちに、審査委員として主査 1 名、副査 2 名が委嘱される。テーマによっては他の大学院ないしは研究所の専門分野の教授をさらに副査に加えることが認められている。また博士論文の提出要件として、全国規模の学会機関誌かそれに類する権威ある機関誌に、関係する論文を審査があるもの 1 編、それ以外のもの 1 編の計 2 編が掲載されていることが規定されている。

上記の手続きから明らかなように、学位論文の審査に対する研究科構成員による客観的な評価の機会が確保されており、学位審査の透明性と客観性においては問題がない。

ウ 学位論文審査における、当該大学（院）関係者以外の研究者の関与の状況

博士学論文審査委員には、審査の厳正を図るために、指導教員のほかに、1 名審査対象

専門領域に関係する学外の研究者に依頼し加わってもらっている。もちろんその就任については、審査委員会発足時に研究科委員会で承認を求めている。

エ 留学生に学位を授与するにあたり、日本語指導等講じられている配慮措置の適切性

1. (3) アで記載のベネズエラからの国費留学生は、日本に来て本学に入学する前に、1年間東北大学の留学生センターで日本語を学習し、日常生活に不自由のない状態で入学してきている。前期課程のときには、演習では研究指導は英語で行っていた。一般の講義は日本語によりマンツーマンで行われたが、必要な単位は修得している。現在では、本研究科に在籍して3年が経過し、日本語も大夫堪能になったが、論文執筆、プレゼンテーションは英語主体で行っている。

法務研究科

1. 教育課程等

(1) 大学院研究科の教育課程

法務研究科にあつては、その理念・目的に即して、①法律基本科目、②法律実務基礎科目、③基礎法学・隣接科目、④展開・先端科目、に区分される科目を配置し、教育課程を体系的に編成している。

(2) 単位互換、単位認定等

法務研究科として独自に記述する事項はない。

(3) 社会人学生、外国人留学生等への教育上の配慮

ア 社会人、外国人留学生に対する教育課程編成、教育研究指導への配慮

法務研究科にあつては、社会人学生等の特別の事情に対応できるようにするため、標準修学年数である3年間をこえて、4年間又は5年間で計画的に履修できる計画的長期履修の制度を整備している。設置以来平成18(2006)年度まで、この制度を利用している学生は1名にとどまるが、今後この制度をより適切柔軟に運用できるよう検討を進めている。

(4) 生涯学習への対応

法務研究科として記述する事項はない。

(5) 専門大学院のカリキュラム

本項目(5)については、現在のところ本学唯一の専門職大学院である法務研究科の状況を以下記述する。

ア カリキュラム全体において、ケース・スタディ、ディベート、フィールドワーク等の授業科目が占める割合

標準修学年数3年の学生の課程修了要件は95単位であり、このうち、全科目必修とされる科目群「法律基本科目」60単位のうち演習科目26単位、及び、同じく全科目必修とされる科目群「法律実務基礎科目」9単位のうち「法情報調査」を除く9単位の合計35単位の大部分(慎重に見積もってその80%、28単位分が上記ケース・スタディ等を内容としている。さらに、選択科目である科目群、「基礎法学・隣接科目」(課程修了に4単位修得が必要)や「展開・先端科目」(課程修了に22単位修得が必要)にも上記ケース・スタディ等を内容とする科目が少なからず含まれていて、選択であるために個々の学生ごとに多少の差異はあるものの、こうした内容の授業を実質4～5単位修得する。したがって、課程修了に必要な95単位のうち、ほぼその3分の1で、上記ケース・スタディ等を内容とする教育を受けることとなっている。

イ 高度専門職業人としての活動を倫理面から支えることを目的とした授業科目の開設状況

科目群「法律実務基礎科目」に区分されるほぼすべての科目において、高度専門職業人としての活動を倫理面から支える教育がなされているが、専ら直接その目的にかなう教育が行われているのは、3年生科目の「法曹倫理」2単位である。

ウ 高度専門職業人養成機関に相応しい教育内容・方法の水準を維持させる学内的方途の適切性

①学生による授業評価、その結果の整理と開示を行っている。②一定期間ごとにFDでの協議、③さらに、非常勤講師からの報告等の聴取等を教育内容・方法の水準の維持向上のための方途と考え、現に実施してきている。とりわけ、法律実務基礎科目を中心に、非常勤として多数の法曹実務家が講義を担当しているが、こうした講師には、すでに担当講義の開始前年度の春休み、及び担当講義の終了後、当該年度の春休みの2回にわたって、講義の方針や実施後の総括等を報告してもらい、スタッフミーティングの形式で専任教員を交えて情報と意見の交換をしている。

エ 高度専門職業人養成機関に相応しい修了認定

厳格に単位認定・進級認定・課程修了認定を行っている。平成18(2006)年度末で課程修

了時期をむかえる、第1期生の修了予定者は、入学時学生数の約6割であり、なお約1割が、留年などのため平成19(2007)年度以降も在籍する予定である。

オ 学外での経験・活動等を単位認定する際の、認定単位の適切性

学外での活動が科目の内容となっているのは3年科目の必修科目「法曹実務実習」1単位のみである。この科目での教育の一部として、学生が協力弁護士の事務所に出向き、弁護士の行う実際の法律相談に同席し、その相談の前後に協力弁護士に指導を受ける、という内容である。こうした法律相談同席については、参加学生の理解の程度、熱心さ等について協力弁護士に判断をもとめ、認定するか否かについてのみ判断を求めている。なお、「法曹実務実習」の成績については、上記法律相談のほか、スクーリングや模擬法律相談等もあり、能力に応じた判定が、この科目の担当講師によってなされている。

2. 教育方法等

(1) 教育効果の測定

法務研究科にあっては、なお設置後3年であり、教育効果の判定を行い得る段階に達していない。

(2) 成績評価法

ア 学生の資質向上の状況を検証する成績評価法の適切性

法務研究科にあっては成績評価にあたって、期末試験のほか、日常の小テストや出席状況、授業参加の積極度などにより適切に総合的に判断するようにしている。

(3) 教育・研究指導の改善

ア 教員の教育・研究指導方法の改善を促進するための組織的な取り組み状況

法務研究科にあっては、研究科長をトップとしてFD活動を行っている。こうまでは、新しい組織の運営にあたり、教育にあたっての種々のルールを作成し、申し合わせることに中心があった。今後は、より積極的に改善促進に向けて活動を継続する。

イ シラバスの適切性

法務研究科にあっては、印刷物としてシラバスを配付するほか、電子式教育支援システムの上でもシラバスを適切に提供している。

ウ 学生による授業評価の導入状況

法務研究科にあつては、学生による授業評価をそれぞれの授業科目ごとに、授業途中と授業終了後の2回実施し、その結果を整理し、学生・教員等関係者に開示している。

3. 国内外における教育・研究交流

法務研究科にあつては、教員が各種関係シンポジウムに出席して研修するとともに、司法研修所の参観なども行っている。

4. 学位授与・課程修了の認定

(1) 学位授与

法務研究科として既述すべき事項なし。

(2) 課程修了の認定

ア 標準修業年限未満で修了することを認めている大学院における、そうした措置の適切性、妥当性

法務研究科にあつては、入学時に法学7科目についての学力を判定し、入学後ただちに2年生とする、いわゆる既修生の受入れを適切・妥当に行っている。